

# 資料編



# 資料編

1	人口・産業等	223
	表1 本県の地域別人口動向	223
	表2 製造品出荷額等の推移	223
	表3 農林業の動向	224
	表4 年次別漁業生産量及び金額	224
	表5 青森県内の自動車保有台数の推移	224
2	大気汚染	225
	表6 大気汚染に係る環境基準	225
	表7 大気汚染防止法及び青森県公害防止条例に基づく届出施設数	226
	表8 電気事業法及びガス事業法に基づく施設設置状況	228
	表9 二酸化硫黄測定結果	229
	表10 窒素酸化物測定結果	230
	表11 光化学オキシダント測定結果	232
	表12 一酸化炭素測定結果（非分散型赤外分析法）	232
	表13 非メタン炭化水素測定結果	233
	表14 メタン及び全炭化水素測定結果	233
	表15 浮遊粒子状物質測定結果	234
	表16 降下ばいじん経年変化（デポジットゲージ法）	235
	表17 ふっ素化合物経年変化（アルカリろ紙法）	235
	表18 酸性雨調査結果（年平均値）	236
3	水質汚濁	236
	表19 水質汚濁に係る環境基準	236
	表20 生活環境に係る環境基準の水域類型の指定状況	240
	表21 水質調査水域の概要図	243
	表22 排水に係る基準	244
	表23 水浴場水質調査結果	246
	表24 水浴場の判定基準	247
	表25 公共用水域の底質測定結果	248
	表26 青森県八戸工業用水道水質測定結果	249
	表27 青森県六ヶ所工業用水道水質測定結果	250
	表28 「私たちの名水」一覧	251
	表29 県内から選定された「名水百選」（昭和59年度環境庁選定）	251
	表30 県内から選定された「快水浴場百選」（平成18年5月環境省選定）	251
	表31 水質汚濁防止法及び青森県公害防止条例に基づく届出事業場数	252
4	土壌汚染	253
	表32 土壌汚染に係る環境基準	253
	表33 土壌汚染に係る特定有害物質及び指定区域の指定基準	254
5	騒音・振動	255
	表34 騒音規制法及び振動規制法に基づく届出状況	255
	表35 県公害防止条例に基づく届出状況	255
	表36 騒音に係る環境基準	256

表37	騒音に係る規制基準	257
表38	振動に係る規制基準	258
表39	一般的な騒音の例	259
表40	振動の影響例	259
表41	三沢飛行場周辺地域等における防衛施設周辺騒音対策関係事業一覧表	260
6	悪臭	261
表42	特定悪臭物質の臭気強度別濃度	261
表43	悪臭規制地域及び規制基準	262
7	地盤沈下	263
表44	青森地区の主な水準点の水準測量結果（変位量上位10位）	263
表45	八戸地区の主な水準点の水準測量結果（上位10位）	263
表46	八戸地区の観測井測定結果（水位・沈下量の年度別累積変動）	264
8	化学物質	264
表47	ダイオキシン類環境基準	264
表48	ダイオキシン類モニタリング調査結果	265
表49	環境ホルモン調査結果（水質）	268
表50	環境ホルモン調査結果（底質）	269
表51	平成17年度P R T R届出排出量・移動量（平成16年分）	270
9	その他公害関係	271
表52	公害防止協定等の締結状況	271
表53	食品中の残留農薬等調査結果	281
表54	公害防止管理者等選任届出状況	283
10	上水道	284
表55	水道普及状況	284
表56	県内水道水源別取水量	284
11	下水道	285
表57	下水道終末処理場整備状況	285
12	自然保護	286
表58	自然公園内での規制行為に対する許可等の推移	286
表59	自然公園美化対策一覧表	286
表60	自然公園保護対策一覧表	287
表61	鳥獣保護関係施設一覧	287
表62	県内鳥獣関係天然記念物	288
13	環境放射線等	289
表63	原子力施設環境放射線等調査結果	289
表64	独立行政法人日本原子力研究開発機構 むつ事業所に係る放射線監視結果	292
表65	環境放射能水準調査結果	294
14	環境行政のあゆみ	297
15	青森県環境の保全及び創造に関する基本条例	301
16	環境用語の解説	307

## 1 人口・産業等

表1 本県の地域別人口動向

年 地域名	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	(H17 / H12) 増減率
青森地域	334,520人	323,604人	327,944人	350,034人	340,427人	2.7%
津軽地域	537,043	520,039	514,880	487,191	472,856	2.9
南部地域	556,520	548,031	550,034	551,137	539,622	2.1
下北地域	96,365	91,199	88,805	87,366	83,752	4.1
合計	1,189,928	1,159,269	1,153,719	1,125,694	1,096,230	2.6

(注) 青森市の旧浪岡町地域は、平成12年以降青森地域に分類

資料：国勢調査

表2 製造品出荷額等の推移

(従業員4人以上の事業所)

区分 年次	事業所数		従業者数		製造品出荷額等	
	総数	平成12年比	総数	平成12年比	総数	平成12年比
					万円	
61	2,550	106.0	69,923	93.5	101,403,257	74.1
62	2,479	103.0	71,818	96.1	100,028,933	73.1
63	2,602	108.1	76,560	102.4	107,394,223	78.5
元	2,590	107.6	79,815	106.8	121,609,525	88.8
2	2,701	112.3	83,110	111.2	127,133,084	92.9
3	2,777	115.4	87,532	117.1	136,258,646	99.5
4	2,752	114.4	85,793	114.8	134,387,523	98.2
5	2,809	116.7	84,940	113.6	133,034,299	97.2
6	2,689	111.8	82,586	110.5	128,524,040	93.9
7	2,705	112.4	81,597	109.2	134,591,670	98.3
8	2,612	108.6	80,594	107.8	140,439,940	102.6
9	2,513	104.4	79,758	106.7	145,896,058	106.6
10	2,615	108.7	78,886	105.5	140,273,177	102.5
11	2,438	101.3	74,911	100.2	134,794,503	98.5
12	2,406	100.0	74,750	100.0	136,875,730	100.0
13	2,221	92.3	68,358	91.4	125,184,316	91.5
14	2,051	85.2	64,995	86.9	119,353,191	87.2
15	2,059	85.6	62,795	84.0	121,082,565	88.5
16	1,881	78.2	59,919	80.2	126,456,589	92.4
17	1,880	78.1	58,775	78.6	120,396,457	88.0

(注) 平成17年は速報値

資料：「青森県の工業」

表3 農林業の動向

区 分		単 位	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年
販 売 農 家 戸 数		戸	62,990	59,996	58,850	57,730	56,630	55,440	50,790
専 業 農 家 第 1 種 兼 業 第 2 種 兼 業		〃	9,860	10,451	10,260	10,130	10,080	9,790	11,787
		〃	16,860	16,913	16,060	15,240	14,720	15,630	14,431
		〃	36,270	32,632	32,540	32,350	31,830	30,020	24,572
農 家 人 口		人	284,930	268,626	262,500	253,160	245,120	237,460	216,496
農 業 就 業 人 口 基 幹 の 農 業 従 事 者		〃	101,730	109,550	106,890	104,950	102,860	99,740	96,166
		〃	74,620	78,261	81,830	79,660	77,390	68,900	70,981
耕 地 面 積		ha	163,900	162,800	161,700	161,000	160,300	159,700	159,200
田 普 通 畑 畑 樹 園 地 牧 草 地		〃	88,200	87,600	86,900	86,300	85,900	85,500	85,100
		〃	33,200	33,100	32,900	33,200	33,400	33,500	33,000
		〃	25,600	25,500	25,400	25,200	25,000	24,900	24,700
		〃	16,900	16,600	16,500	16,300	16,000	15,800	15,800
農 作 物 作 付 延 べ 面 積		〃	148,900	147,200	145,800	144,700	142,200	139,400	-
耕 地 利 用 率		%	90.8	90.4	90.2	89.9	88.7	87.3	-
森 林 面 積		ha	638,120	637,877	637,569	637,569	638,099	636,653	636,721
農 業 産 出 額		百万円	277,620	264,770	257,500	257,000	240,200	295,300	-
構 成 比	米	%	25.9	24.4	23.4	20.0	15.4	20.6	-
	果 実	〃	21.4	21.6	22.3	21.4	25.8	26.5	-
	野 菜	〃	22.9	22.9	22.3	23.6	25.3	23.5	-
	畜 産	〃	22.8	23.7	24.3	25.9	26.0	23.3	-
	そ の 他	〃	7.1	7.4	7.7	9.1	7.0	6.1	-

資料：農林水産統計年報、生産農業所得統計、青森県森林資源統計書、農林業センサス

表4 年次別漁業生産量及び金額

区分	年次	総 数	魚 類	貝 類	その他の水産動物	藻 類
漁獲数量 (トン)	13	365,702	57,664	94,998	208,689	4,351
	14	327,486	39,122	111,522	170,619	6,220
	15	281,057	43,330	86,649	147,804	3,273
	16	296,063	51,175	104,264	137,444	3,181
	17	289,662	66,182	94,686	126,974	1,820
漁獲金額 (百万円)	13	58,734	14,503	11,592	31,348	1,291
	14	58,461	12,912	12,562	31,770	1,217
	15	51,812	11,364	10,034	29,432	983
	16	60,606	13,938	13,974	31,852	842
	17	56,194	13,447	15,434	27,335	697

(注) 各項目の合計と総数の値については、四捨五入により一致しないこともある。

資料：「平成17年青森県海面漁業に関する調査結果書（属地調査年報）」

表5 青森県内の自動車保有台数の推移

年	総 数	登 録 車 両 数						小型二輪	軽自動車
		計	貨物用	乗合用	乗 用	大型特殊	特 種		
13	964,617	626,262	121,686	5,012	467,605	7,066	24,893	9,180	329,175
14	978,058	627,676	118,548	4,933	471,714	7,345	25,136	9,271	341,111
15	986,932	625,070	114,820	4,809	473,100	7,497	24,844	9,339	352,523
16	992,287	619,286	111,385	4,725	471,283	7,618	24,275	9,243	363,758
17	996,803	613,128	107,904	4,601	469,279	7,635	23,709	9,354	374,321
18	999,789	605,098	104,665	4,538	464,947	7,741	23,207	9,406	385,285

資料：国土交通省東北運輸局「自動車登録統計」

(各年3月31日現在)

## 2 大気汚染

表6 大気汚染に係る環境基準

(1) 大気汚染に係る環境基準(昭和48年5月8日環境庁告示第25号)及び二酸化窒素に係る環境基準(昭和53年7月11日環境庁告示第38号)

物質	環境上の条件	評価方法
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	・短期的評価 測定を行った日又は時間について、測定結果を環境基準に照らして評価する。ただし、1日平均値については、1時間値の欠測が1日のうち4時間を超える場合には、評価の対象としないものとする。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	・長期的評価 年間における1日平均値について、高い方から2%の範囲内にあるものを除外して評価する。ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取扱は行わないこととして、その評価を行うものとする。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
二酸化窒素	1時間値1日平均値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下であること。	年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(以下「1日平均値の年間98%値」という。)が0.06ppm以下の場合には環境基準が達成され、1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。なお、年間における測定時間が6,000時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしない。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	
備考		
<p>1 この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。</p> <p>2 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。</p> <p>3 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。</p>		

(2) ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準(平成9年2月4日環境庁告示第4号)

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
備考	
<p>1 この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。</p> <p>2 ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。</p>	

表7 大気汚染防止法及び青森県公害防止条例に基づく届出施設数

(平成18年3月31日現在)

区分 市町村名		大気汚染防止法				青森県公害防止条例				
		ばい煙発生施設		粉じん発生施設		ばい煙関係施設		粉じん関係施設		
		施設数	工場 事業場数	施設数	工場 事業場数	施設数	工場 事業場数	施設数	工場 事業場数	
市	1	青森市	839	429	84	28	714(325)	423(234)	114	37(9)
	2	弘前市	334	184	119	19	252(115)	162(84)	83	21(11)
	3	八戸市	596	275	540	47	400(195)	210(102)	469	59(21)
	4	黒石市	63	38	94	5	54(23)	33(16)	101	6(4)
	5	五所川原市	87	56	9	8	79(23)	59(21)	15	9(3)
	6	十和田市	182	88	32	10	160(95)	87(37)	42	14(7)
	7	三沢市	129	62	10	4	87(43)	47(20)	12	7(4)
	8	むつ市	123	69	14	10	130(52)	85(56)	28	13(9)
	9	つがる市	61	36	24	21	55(37)	35(23)	27	13(6)
	10	平川市	47	37	42	8	53(21)	35(17)	26	4(3)
小計		2,461	1,274	968	160	1,984(929)	1,176(610)	917	183(77)	
東津軽郡	11	平内町	39	20	20	1	33(18)	19(9)	5	2(1)
	12	今別町	0	0	1	1	4(0)	3(3)	0	0(0)
	13	蓬田村	4	4	0	0	2(0)	2(2)	0	0(0)
	14	外ヶ浜町	32	21	8	1	22(12)	16(7)	6	2(2)
小計		75	45	29	3	61(30)	40(21)	11	4(3)	
西津軽郡	15	鱒ヶ沢町	29	21	8	3	20(12)	16(10)	13	4(2)
	16	深浦町	17	14	26	2	18(9)	13(9)	18	1(1)
小計		46	35	34	5	38(21)	29(19)	31	5(3)	
中津軽郡	17	西目屋村	9	9	38	2	9(6)	7(5)	9	2(2)
小計		9	9	38	2	9(6)	7(5)	9	2(2)	
南津軽郡	18	藤崎町	33	22	4	2	29(15)	15(11)	6	1(1)
	19	大鰐町	43	26	44	4	23(16)	12(9)	43	4(3)
	20	田舎館村	8	7	1	1	11(6)	6(4)	0	0(0)
小計		84	55	49	7	63(37)	33(24)	49	5(4)	
北津軽郡	21	板柳町	16	9	0	0	14(7)	11(5)	0	0(0)
	22	鶴田町	12	6	2	2	21(10)	12(5)	7	3(1)
	23	中泊町	9	9	22	4	16(7)	9(4)	15	2(2)
小計		37	24	24	6	51(24)	32(14)	22	5(3)	
上北郡	24	野辺地町	47	27	5	2	20(10)	14(9)	13	8(7)
	25	七戸町	46	28	25	5	35(15)	24(10)	31	6(2)
	26	六戸町	29	19	8	6	54(9)	25(12)	33	5(3)
	27	横浜町	12	7	17	4	10(8)	7(2)	11	6(2)
	28	東北町	46	24	5	4	32(13)	21(10)	14	9(6)
	29	六ヶ所村	94	32	14	11	52(19)	33(21)	3	3(8)
30	おいらせ町	51	26	9	2	47(23)	22(8)	4	2(1)	
小計		325	163	83	34	250(97)	146(72)	109	39(29)	

区分 市町村名			大 気 汚 染 防 止 法				青 森 県 公 害 防 止 条 例			
			ばい煙発生施設		粉じん発生施設		ばい煙関係施設		粉じん関係施設	
			施設数	工 事 業 場 数	施設数	工 事 業 場 数	施設数	工 事 業 場 数	施設数	工 事 業 場 数
下 北 郡	31	大 間 町	13	9	3	3	14(10)	9(2)	0	0(0)
	32	東 通 村	21	12	8	4	22(17)	12(2)	16	5(2)
	33	風 間 通 村	2	2	0	0	5(1)	4(3)	0	0(0)
	34	佐 井 村	3	2	0	0	6(3)	4(2)	2	1(1)
小 計			39	25	11	7	47(31)	29(9)	18	6(3)
三 戸 郡	35	三 戸 町	24	17	5	3	23(10)	16(8)	12	3(1)
	36	五 戸 町	56	35	5	5	53(24)	34(16)	25	10(7)
	37	田 子 町	12	8	17	3	19(7)	11(7)	19	4(1)
	38	南 部 町	41	26	1	1	42(25)	28(11)	7	3(2)
	39	階 上 町	17	7	3	2	18(8)	10(7)	6	3(2)
	40	新 郷 村	1	1	0	0	2(0)	1(1)	0	0(0)
小 計			151	94	31	14	157(74)	100(50)	69	23(13)
計			3,227	1,724	1,267	238	2,660(1,249)	1,592(824)	1,235	272(137)

- (注) 1 粉じん発生施設は、一般粉じん発生施設のみで、県内に特定粉じん発生施設はない。  
 2 県条例対象施設のみを設置する工場事業場数は、( )書とした。  
 3 ばい煙関係施設のうち、法と条例の両方の対象となる施設(小型ボイラー)の数は、( )書とした。

表8 電気事業法及びガス事業法に基づく施設設置状況

(平成18年3月31日現在)

区分 市町村名	電 気 事 業 法						ガ ス 事 業 法
	ば い 煙 発 生 施 設				一 般 粉 じ ん 発 生 施 設		ば い 煙 発 生 施 設
	ボイラー	廃棄物 焼却炉	ディーゼル 発電機	ガ ス タービン	鉱物の 堆積場	ベルト コンベア	ガス発生炉
青森市	( )		86 (67)	18 (18)	( )	( )	2 ( 1)
弘前市	( )		35 (20)	9 ( 5)	( )	( )	3 ( 1)
八戸市	10 ( 4)		102 (38)	13 (11)	1 ( 1)	4 ( 1)	3 ( 1)
黒石市	( )		8 ( 5)	2 ( 2)	( )	( )	( )
五所川原市	( )		19 (11)	1 ( 1)	( )	( )	( )
十和田市	( )		17 (12)	( )	( )	( )	( )
三沢市	( )		9 ( 7)	5 ( 4)	( )	( )	( )
むつ市	( )		17 (10)	1 ( 1)	( )	( )	2 ( 1)
つがる市	( )		4 ( 3)	( )	( )	( )	( )
平川市	( )		4 ( 4)	1 ( 1)	( )	( )	( )
平内町	( )		3 ( 2)	( )	( )	( )	( )
今別町	( )		( )	( )	( )	( )	( )
蓬田村	( )		( )	( )	( )	( )	( )
外ヶ浜町	( )		5 ( 2)	( )	( )	( )	( )
鱒ヶ沢町	( )		3 ( 3)	1 ( 1)	( )	( )	( )
深浦町	( )		1 ( 1)	( )	( )	( )	( )
西目屋村	( )		3 ( 3)	( )	( )	( )	( )
藤崎町	( )		5 ( 3)	1 ( 1)	( )	( )	( )
大鰐町	( )		4 ( 2)	( )	( )	( )	( )
田舎館村	( )		4 ( 1)	( )	( )	( )	( )
板柳町	( )		2 ( 2)	( )	( )	( )	( )
鶴田町	( )		( )	( )	( )	( )	( )
中泊町	( )		8 ( 3)	1 ( 1)	( )	( )	( )
野辺地町	( )		4 ( 3)	1 ( 1)	( )	( )	( )
七戸町	( )		1 ( 1)	1 ( 1)	( )	( )	( )
六戸町	( )		( )	( )	( )	( )	( )
横浜町	( )		( )	( )	( )	( )	( )
東北町	( )		3 ( 1)	( )	( )	( )	( )
六ヶ所村	( )		15 ( 7)	1 ( 1)	( )	( )	( )
おいらせ町	( )		10 ( 2)	( )	( )	( )	( )
大間町	( )		( )	( )	( )	( )	( )
東通村	2 ( 1)		7 ( 5)	2 ( 2)	( )	( )	( )
風間浦村	( )		( )	( )	( )	( )	( )
佐井村	( )		( )	( )	( )	( )	( )
三戸町	( )		( )	( )	( )	( )	( )
五戸町	( )		3 ( 2)	( )	( )	( )	( )
田子町	( )		( )	1 ( 1)	( )	( )	( )
南部町	( )		4 ( 2)	( )	( )	( )	( )
階上町	( )		4 ( 2)	( )	( )	( )	( )
新郷村	( )		( )	( )	( )	( )	( )
計	12 ( 5)		390 (224)	59 (52)	1 ( 1)	4 ( 1)	10 ( 4)

(注) ( )内は、工場・事業場数である。

表 9 二酸化硫黄測定結果（平成17年度）

市町村名	測定局	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間の最高値 (ppm)	日平均値の2%除外値 (ppm)	日平均値が0.04ppmを超えた日以上の連続した日数	環境基準の長期的評価による日平均値を超過した日数	環境基準適合状況
					(時間)	(%)	(日)	(%)					
八戸市	八戸小学校	363	8,681	0.003	0	0	0	0	0.043	0.010		0	適
	八戸市第二魚市場	365	8,730	0.005	0	0	0	0	0.045	0.012		0	適
	根岸小学校	360	8,639	0.004	0	0	0	0	0.047	0.010		0	適
	桔梗野小学校	359	8,669	0.004	0	0	0	0	0.050	0.009		0	適
	小中野中学校	365	8,671	0.001	0	0	0	0	0.019	0.003		0	適
青森市	堤小学校	364	8,657	0.001	0	0	0	0	0.025	0.004		0	適
弘前市	弘前第一中学校	365	8,681	0.001	0	0	0	0	0.015	0.003		0	適
むつ市	苫生小学校	351	8,432	0.002	0	0	0	0	0.009	0.004		0	適
六ヶ所村	戸鎮小学校	365	8,728	0.003	0	0	0	0	0.044	0.006		0	適
	尾駁小学校	365	8,726	0.003	0	0	0	0	0.021	0.006		0	適

(注) 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.04ppmを超えた日数である。ただし、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

表10 窒素酸化物測定結果（平成17年度）

測定局区分名	市町村名	測定局	一酸化窒素 (NO)					二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )						
			有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間最高値	日平均値の年間98%値	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		
			(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	
環境大気測定局	八戸市	八戸小学校	365	8,735	0.009	0.214	0.030	365	8,735	0.013	0.074	0	0	
		八戸第二魚市場	365	8,733	0.014	0.333	0.043	365	8,733	0.016	0.088	0	0	
		根岸小学校	365	8,653	0.006	0.117	0.021	365	8,653	0.011	0.055	0	0	
		桔梗野小学校	365	8,735	0.003	0.069	0.011	365	8,735	0.007	0.049	0	0	
		小中野中学校	353	8,410	0.015	0.107	0.038	353	8,410	0.013	0.125	0	0	
	青森市	堤小学校	364	8,656	0.005	0.204	0.027	364	8,656	0.013	0.078	0	0	
		甲田小学校	363	8,604	0.004	0.135	0.018	363	8,604	0.010	0.065	0	0	
		新城中央小学校	365	8,658	0.003	0.077	0.011	365	8,658	0.007	0.047	0	0	
	弘前市	弘前第一中学校	365	8,642	0.003	0.177	0.020	365	8,642	0.010	0.061	0	0	
	五所川原市	五所川原第三中学校	364	8,646	0.002	0.061	0.006	364	8,646	0.005	0.050	0	0	
	黒石市	スボカルイン石	360	8,550	0.002	0.077	0.008	360	8,550	0.006	0.049	0	0	
	十和田市	三本木中学校	365	8,662	0.003	0.056	0.008	365	8,662	0.007	0.048	0	0	
	三沢市	岡三沢町内館	365	8,663	0.002	0.105	0.007	365	8,663	0.007	0.047	0	0	
	むつ市	苦生小学校	365	8,655	0.003	0.142	0.014	365	8,655	0.007	0.053	0	0	
	六ヶ所村	戸鎖小学校	365	8,739	0.001	0.071	0.004	365	8,739	0.002	0.042	0	0	
		尾駈小学校	365	8,738	0.001	0.059	0.004	365	8,738	0.003	0.045	0	0	
	自排局	八戸市	六日町	365	8,718	0.039	0.500	0.081	365	8,718	0.026	0.155	0	0
		青森市	青森県庁	362	8,628	0.020	0.300	0.058	362	8,628	0.019	0.082	0	0
大栄小学校			365	8,656	0.004	0.096	0.014	365	8,656	0.007	0.041	0	0	
弘前市		文京小学校	361	8,619	0.011	0.176	0.031	361	8,619	0.014	0.075	0	0	
南部町	南部幼稚園	364	8,644	0.024	0.158	0.056	364	8,644	0.011	0.046	0	0		

- (注) 1 「98%値評価による日平均値0.06ppmを超えた日数」とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にあって、かつ、0.06ppmを超えたものの日数である。
- 2 「自排局」とは、自動車排出ガス測定局のことである。(以下同じ)
- 3 の測定結果は、環境省の大気汚染常時監視マニュアルに準拠しない光学フィルター未装着の機器による測定結果であり、環境省の通知に基づき、甲田小学校局、弘前第一中学校局及び、小中野中学校局については参考値、青森県庁局及び文京小学校局については有効値として判断した。

								窒素酸化物 (NO + NO <sub>2</sub> )						
1 時間値 が 0.1ppm 以上 0.2 ppm 以下の 時間数と その割合	日平均値 が 0.06ppm を超えた 日数と その割合		日平均値 が 0.04ppm 以上 0.06 ppm 以下 の日数と その割合		日平均 値の年 間 98 % 値	98 % 値 評価に よる日 平均値 が 0.06 ppm を 超えた 日数	有 効 測 定 測 定 日 数	測 定 時 間 均 値	年 平 均 値	1 時間 値 の 最 高 値	日 平 均 値 の 年 間 98 % 値	年 平 均 値 N O <sub>2</sub> / ( NO + NO <sub>2</sub> )		
	(時間)	(%)	(日)	(%)									(ppm)	(日)
0	0	0	0	0	0	0.027	0	365	8,735	0.021	0.271	0.055	59.1	
0	0	0	0	1	0	0.031	0	365	8,733	0.030	0.394	0.070	52.7	
0	0	0	0	0	0	0.021	0	365	8,653	0.017	0.143	0.039	67.5	
0	0	0	0	0	0	0.017	0	365	8,735	0.011	0.110	0.025	68.0	
2	0	0	0	1	0	0.025	0	353	8,410	0.028	0.153	0.055	45.1	
0	0	0	0	4	1	0.034	0	364	8,656	0.018	0.269	0.059	72.8	
0	0	0	0	0	0	0.029	0	363	8,604	0.014	0.200	0.046	72.9	
0	0	0	0	0	0	0.019	0	365	8,658	0.010	0.123	0.030	70.2	
0	0	0	0	0	0	0.029	0	365	8,642	0.013	0.231	0.046	78.9	
0	0	0	0	0	0	0.016	0	364	8,646	0.007	0.097	0.022	75.7	
0	0	0	0	0	0	0.020	0	360	8,550	0.008	0.121	0.028	77.2	
0	0	0	0	0	0	0.016	0	365	8,662	0.010	0.104	0.022	69.9	
0	0	0	0	0	0	0.017	0	365	8,663	0.009	0.142	0.024	78.1	
0	0	0	0	0	0	0.018	0	365	8,655	0.010	0.195	0.030	69.0	
0	0	0	0	0	0	0.006	0	365	8,739	0.003	0.113	0.009	63.2	
0	0	0	0	0	0	0.009	0	365	8,738	0.004	0.102	0.013	70.0	
5	0	0	0	20	6	0.044	0	365	8,718	0.065	0.655	0.122	39.7	
0	0	0	0	2	1	0.037	0	362	8,628	0.039	0.382	0.089	48.6	
0	0	0	0	0	0	0.017	0	365	8,656	0.010	0.124	0.033	66.2	
0	0	0	0	0	0	0.032	0	361	8,619	0.025	0.220	0.060	55.1	
0	0	0	0	0	0	0.022	0	364	8,644	0.035	0.193	0.079	31.2	

表11 光化学オキシダント測定結果 (平成17年度)

市町村名	測定局	昼間	昼間	昼間の	昼間の1時	昼間の1時	昼間の1時間	昼間の		
		測定日数	測定時間	1時間値の年平均値	間値が0.06ppmを超えた日数と時間数	間値が0.12ppm以上の日数と時間数	1時間値の最高値	間の日最高1時間値の年平均値		
		(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)
八戸市	八戸小学校	364	5,411	0.027	16	95	0	0	0.086	0.038
	八戸市第二魚市場	365	5,440	0.030	36	167	0	0	0.093	0.042
青森市	堤小学校	365	5,429	0.036	59	353	0	0	0.087	0.048
弘前市	弘前第一中学校	365	5,469	0.030	19	86	0	0	0.077	0.041
むつ市	苫生小学校	365	5,467	0.036	30	173	0	0	0.085	0.046
六ヶ所村	尾駈小学校	361	5,371	0.043	70	521	0	0	0.100	0.051

(注) 昼間とは5時から20時までの時間をいう。したがって、1時間値は6時から20時まで得られることになる。

表12 一酸化炭素測定結果(非分散型赤外分析法) (平成17年度)

測定局区分	市町村名	測定局	有効	測定	年	8時間値		日平均値		1時間	日平均	日平均値	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数
			測定日数	時間	平均値	が20ppmを超えた回数とその割合	が10ppmを超えた日数とその割合	値の最高値	値の2%除外値	が10ppmを超えた日(有×無)			
			(日)	(時間)	(ppm)	(回)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(有×無)	(日)
環境大気測定局	八戸市	八戸小学校	365	8,698	0.3	0	0	0	0	2.4	0.6		0
		八戸市第二魚市場	363	8,727	0.2	0	0	0	0	1.6	0.4		0
自排局	八戸市	六日町	349	8,344	0.7	0	0	0	0	5.9	1.1		0
	青森市	青森県庁	363	8,686	0.5	0	0	0	0	2.7	1.0		0
		大栄小学校	365	8,691	0.2	0	0	0	0	1.1	0.4		0
	弘前市	文京小学校	365	8,728	0.5	0	0	0	0	3.1	0.8		0
	南部町	南部幼稚園	365	8,708	0.3	0	0	0	0	1.0	0.4		0

(注) 「環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち10ppmを超えた日数である。

ただし、日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続した延日数のうち、2%除外該当に入っている日数分については除外しない。

表13 非メタン炭化水素測定結果 (平成17年度)

測定局区分	市町村名	測定局	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm C)	6～9時における年平均値 (ppm C)	6～9時測定日数 (日)	6～9時3時間平均値		6～9時3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数とその割合 (日) (%)	6～9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合 (日) (%)		
							最高値 (ppm C)	最低値 (ppm C)				
							最高値 (ppm C)	最低値 (ppm C)				
環境大気測定局	八戸市	八戸小学校	8,686	0.18	0.17	364	0.51	0.07	86	23.6	19	5.2
		八戸市第二魚市場	8,707	0.11	0.12	365	1.66	0.00	48	13.2	24	6.6
	六ヶ所村	尾駁小学校	8,657	0.01	0.02	365	0.18	0.00	0	0.0	0	0.0
自排局	八戸市	六日町	8,705	0.27	0.20	365	0.80	0.04	143	39.2	42	11.5
	青森市	青森県庁	8,556	0.28	0.29	359	0.67	0.16	304	84.7	107	29.8
		大栄小学校	8,649	0.08	0.10	364	0.24	0.03	1	0.3	0	0
	弘前市	文京小学校	8,698	0.23	0.26	365	0.63	0.12	262	71.8	80	21.9
	南部町	南部幼稚園	8,038	0.04	0.04	335	1.09	0.00	1	0.3	1	0.3

表14 メタン及び全炭化水素測定結果 (平成17年度)

測定局区分	市町村名	測定局	メタン						全炭化水素					
			測定時間 (時間)	年平均値 (ppm C)	6～9時における年平均値 (ppm C)	6～9時測定日数 (日)	6～9時3時間平均値		測定時間 (時間)	年平均値 (ppm C)	6～9時における年平均値 (ppm C)	6～9時測定日数 (日)	6～9時3時間平均値	
							最高値 (ppm C)	最低値 (ppm C)					最高値 (ppm C)	最低値 (ppm C)
環境大気測定局	八戸市	八戸小学校	8,686	1.91	1.92	364	2.19	1.84	8,686	2.09	2.09	364	2.49	1.93
		八戸市第二魚市場	8,707	1.91	1.92	365	2.31	1.82	8,707	2.02	2.05	365	3.60	1.88
	六ヶ所村	尾駁小学校	8,657	1.81	1.81	365	2.00	1.69	8,657	1.82	1.83	365	2.11	1.70
自排局	八戸市	六日町	8,705	1.89	1.89	365	2.14	1.77	8,705	2.16	2.09	365	2.74	1.88
	青森市	青森県庁	8,556	1.90	1.91	359	2.19	1.81	8,556	2.18	2.20	359	2.62	2.01
		大栄小学校	8,649	1.86	1.86	364	2.00	1.72	8,649	1.94	1.96	364	2.16	1.77
	弘前市	文京小学校	8,698	1.85	1.86	365	2.00	1.76	8,698	2.08	2.12	365	2.51	1.95
	南部町	南部幼稚園	8,038	1.85	1.87	335	2.14	1.72	8,038	1.89	1.91	335	2.94	1.75

表15 浮遊粒子状物質測定結果（平成17年度）

測定局区分名	測定局	有効測定日数	測定時間(時間)	年平均値(mg/m <sup>3</sup> )	1時間	日平均	1時間	日平均	日平均値	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数	測定方法
					値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数	値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数	値の最高値(mg/m <sup>3</sup> )	値の2%除外(mg/m <sup>3</sup> )	が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数		
					(時間)	(日)	(mg/m <sup>3</sup> )	(mg/m <sup>3</sup> )	(有×無)		
環境大気測定局	八戸市	八戸小学校	344	8,257	0.023	0	0	0.190	0.066	0	線法
		八戸市第二魚市場	365	8,725	0.019	0	0	0.159	0.054	0	"
		根岸小学校	360	8,635	0.018	0	0	0.185	0.053	0	"
		桔梗野小学校	365	8,728	0.017	0	0	0.149	0.052	0	"
		小中野中学校	266	6,386	0.020	0	0	0.171	0.060	0	"
	青森市	堤小学校	364	8,738	0.014	0	0	0.129	0.044	0	"
		甲田小学校	359	8,655	0.019	0	0	0.174	0.049	0	"
		新城中央小学校	360	8,657	0.027	3	0	0.329	0.052	0	"
	弘前市	弘前第一中学校	365	8,742	0.019	0	0	0.156	0.047	0	"
	五所川原市	五所川原第三中学校	361	8,695	0.026	11	1	0.514	0.063	0	"
黒石市		スボカルイン石黒	360	8,652	0.023	8	0	0.502	0.052	0	"
十和田市		三本木中学校	365	8,743	0.019	1	0	0.202	0.063	0	"
三沢市		岡三沢町内会館	363	8,722	0.018	0	0	0.161	0.057	0	"
むつ市		苫生小学校	365	8,737	0.014	0	0	0.123	0.046	0	"
六ヶ所村	戸鎖小学校	365	8,725	0.013	0	0	0.147	0.043	0	"	
	尾駁小学校	365	8,725	0.017	0	0	0.137	0.047	0	"	
自排局	八戸市	六日町	365	8,748	0.022	0	0	0.134	0.057	0	"
	青森市	青森県庁	364	8,724	0.019	0	0	0.142	0.051	0	"
		大栄小学校	359	8,626	0.035	0	0	0.136	0.059	0	"
	弘前市	文京小学校	364	8,740	0.020	1	0	0.442	0.047	0	"
南部町	南部幼稚園	365	8,738	0.021	1	0	0.345	0.063	0	"	

(注) 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.10mg/m<sup>3</sup>を超えた日数である。ただし、日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超えた日が2日以上連続した延日数のうち、2%除外該当に入っている日数分については除外しない。

表16 降下ばいじん経年変化（デポジットゲージ法）

(単位：t / km<sup>2</sup> / 月)

市町村名	測定地点	年平均値					17年度月間値 (最高～最低)
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	
青森市	青森市役所	3.2	4.1	3.2	3.4	3.2	6.3～0.9
弘前市	弘前市役所	2.9	4.1	2.8	3.2	3.3	5.6～0.6
八戸市	八戸小学校	3.3	3.6	1.9	2.7	-	-
	第二千葉幼稚園	3.6	4.6	3.3	-	-	-
	八戸市第二魚市場	3.9	4.0	2.9	4.0	4.1	7.3～2.3
	新産都市会館	4.3	4.5	3.3	3.5	-	-
黒石市	黒石市役所	3.6	3.9	2.8	-	-	-
五所川原市	五所川原市民文化会館	4.0	4.3	3.9	4.4	-	-
十和田市	みちのく銀行十和田支店	2.9	3.1	2.5	2.8	-	-
三沢市	三沢市役所	2.9	3.7	1.9	-	-	-
むつ市	むつ商工会議所	3.5	5.2	3.8	4.4	3.9	7.3～0.8
六ヶ所村	尾駁小学校	5.2	5.7	4.4	8.4	4.5	6.8～1.0

(注) は、工業専用地域である。

表17 ふっ素化合物経年変化（アルカリろ紙法）

(単位：F μg / 100cm<sup>2</sup> / 日)

市町村名	測定地点	年平均値					17年度月間値 (最高～最低)
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	
八戸市	八戸市第二魚市場	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.6～<0.1
	八戸環境クリーンセンター	0.1	0.1	0.1	-	-	-
	東部終末処理場	0.4	0.5	0.7	0.5	0.6	2～<0.1

表18 酸性雨調査結果（年平均値）

（平成17年度）

調査地点		青森市	岩崎村	南部町(旧名川町)
		県青年の家	岩崎エコミュージアムセンター	名川配水池
降水量	(mm)	1,278	1,398	882
pH		4.9	4.6	5.0
電気伝導度	( $\mu\text{S}/\text{cm}$ )	32.2	42.4	19.5
$\text{SO}_4^{2-}$	( $\mu\text{g}/\text{ml}$ )	2.74	3.38	2.25
$\text{NO}_3^-$	( $\mu\text{g}/\text{ml}$ )	1.25	1.44	1.14
$\text{Cl}^-$	( $\mu\text{g}/\text{ml}$ )	5.72	7.09	2.03
$\text{NH}_4^+$	( $\mu\text{g}/\text{ml}$ )	0.37	0.55	0.57
$\text{Ca}^{2+}$	( $\mu\text{g}/\text{ml}$ )	0.45	0.47	0.32
$\text{Mg}^{2+}$	( $\mu\text{g}/\text{ml}$ )	0.44	0.53	0.17
$\text{K}^+$	( $\mu\text{g}/\text{ml}$ )	0.24	0.27	0.20
$\text{Na}^+$	( $\mu\text{g}/\text{ml}$ )	3.46	4.16	1.24
nss $\text{SO}_4^{2-}$	( $\mu\text{g}/\text{ml}$ )	1.87	2.34	1.94
nss $\text{Ca}^{2+}$	( $\mu\text{g}/\text{ml}$ )	0.32	0.31	0.27

(注) 1 降水量は年度の合計。

2 nss  $\text{SO}_4^{2-}$ 、nss  $\text{Ca}^{2+}$ は、非海塩性の  $\text{SO}_4^{2-}$  又は  $\text{Ca}^{2+}$  である。

### 3 水質汚濁

表19 水質汚濁に係る環境基準

#### 1 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01 mg / l 以下	1,1,1 - トリクロロエタン	1 mg / l 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2 - トリクロロエタン	0.006 mg / l 以下
鉛	0.01 mg / l 以下	トリクロロエチレン	0.03 mg / l 以下
六価クロム	0.05 mg / l 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg / l 以下
砒素	0.01 mg / l 以下	1,3 - ジクロロプロペン	0.002 mg / l 以下
総水銀	0.0005mg / l 以下	チウラム	0.006 mg / l 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003 mg / l 以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg / l 以下
ジクロロメタン	0.02 mg / l 以下	ベンゼン	0.01 mg / l 以下
四塩化炭素	0.002 mg / l 以下	セレン	0.01 mg / l 以下
1,2 - ジクロロエタン	0.004 mg / l 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg / l 以下
1,1 - ジクロロエチレン	0.02 mg / l 以下	ふっ素(海域は除く)	0.8 mg / l 以下
シス - 1,2 - ジクロロエチレン	0.04 mg / l 以下	ほう素(〃)	1 mg / l 以下

## 2 生活環境の保全に関する環境基準

## (1) 河川（湖沼を除く。）

## ア

項目 類型	利用目的の 性	基準値				
		水素イオ ン濃度 (pH)	生物化学 的要 酸求 (BOD)	浮遊物 質 (SS)	溶酸素 量 (DO)	大腸菌群数
A A	水道1級 自然環境保全及びA 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50 MPN/100ml 以下
A	水道2級 水産1級 及びB以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000 MPN/100ml 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5,000 MPN/100ml 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	-
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるも の	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の 浮遊が認められ ないこと。	2mg/ℓ 以上	-

## イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全 亜 鉛
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下

## (2) 湖沼 (天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上の人工湖)

## ア

項目 類型	利用目的の 性	基 準 値				
		水素イオ ン濃度 (pH)	化学的 酸素要 求量 (COD)	浮遊物 質 (SS)	溶酸 素量 (DO)	大腸菌 群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以 下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	1mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50 MPN/100ml 以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以 下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000 MPN/100ml 以下
B	水道3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	15mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	-
C	工業用水2級全 環境保	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/ℓ 以上	-

## イ

項目 類型	利用目的の適 応性	基 準 値	
		全窒素	全 磷
	自然環境保全及び 以下の欄に掲げるもの	0.1mg/ℓ 以下	0.005mg/ℓ 以下
	水道1、2、3級 (特殊なものを除く。) 水産1種 水浴及び 以下の欄に掲げるもの	0.2mg/ℓ 以下	0.01mg/ℓ 以下
	水道3級 (特殊なもの) 及び 以下の欄に掲 げるもの	0.4mg/ℓ 以下	0.03mg/ℓ 以下
	水産2種及び の欄に掲げるもの	0.6mg/ℓ 以下	0.05mg/ℓ 以下
	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/ℓ 以下	0.1mg/ℓ 以下

## ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適 応性	基 準 値
		全 亜 鉛
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌 生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁 殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が 生息する水域	0.03mg/ℓ 以下
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁 殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下

## (3) 海 域

## ア

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオ ン 濃 度 (pH)	化学的酸 素要求量 (COD)	溶存酸素 量 (DO)	大腸菌群数	n - ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水浴、 自然環境保全及び B以下の欄に掲げ る も の	7.8以上 8.3以下	2mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000 MPN/100ml 以下	検出されない こと。
B	水産2級、工業用 水及びCの欄に掲 げ る も の	7.8以上 8.3以下	3mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	-	検出されない こと。
C	環 境 保 全	7.0以上 8.3以下	8mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	-	-

## イ

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全 窒 素	全 り ん
	自然環境保全及び 以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/ℓ 以下	0.02mg/ℓ 以下
	水産1種 水浴及び 以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/ℓ 以下	0.03mg/ℓ 以下
	水産2種 及び の欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/ℓ 以下	0.05mg/ℓ 以下
	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/ℓ 以下	0.09mg/ℓ 以下

## ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値
		全 亜 鉛
生 物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/ℓ 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の 生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/ℓ 以下

表20 生活環境に係る環境基準の水域類型の指定状況

(1) pH、BOD (COD) 等

水 域	該当類型	達成 期間	水 域
新井田川上流 (長館橋より上流)	A	イ	新井田川河口水域 (昭和46年5月25日 閣議決定)
新井田川下流 (長館橋より下流)	B	ハ	
馬淵川上流 (櫛引橋より上流)	A	イ	
馬淵川下流 (櫛引橋より下流)	B	ロ	
五戸川上流 (戌橋より上流)	A	イ	
五戸川下流 (戌橋より下流)	B	イ	
相坂川上流 (鳶川合流点より上流)	A A	イ	
相坂川中流 (鳶川合流点から幸運橋まで)	A	イ	
相坂川下流 (幸運橋より下流)	B	イ	
工業港(1)	海域C	ロ	
工業港(2)	海域C	ロ	
工業港(3)	海域C	ロ	
河口海域 (甲)	海域B	ロ	
河口海域 (乙)	海域B	ロ	
河口海域 (丙)	海域A	イ	
十和田湖	湖沼A A	イ	
岩木川上流 (神田橋から上流)	A	ロ	岩木川水域 (昭和47年6月13日 青森県告示第451号、 平成8年2月21日青 森県告示第106号)
岩木川下流 (神田橋から下流)	B	ロ	
平川 (全域)	A	ロ	
浅瀬石川上流 (滝ノ股川合流点から上流)	A A	イ	
浅瀬石川下流 * (滝ノ股川合流点から下流であって、浅瀬石川ダム貯水池に 係る部分を除いたもの)	A	ロ	
浅瀬石川ダム貯水池 (全域) *	湖沼A	イ	
山田川 (全域)	A	イ	
大秋川 (全域)	A	イ	
大落前川 (全域)	A	イ	
虹貝川 (全域)	A	イ	
飯詰川 (全域)	A	イ	
中村川 (全域) *	A	イ	日本海岸水域 (昭和48年5月15日 青森県告示第361号、 平成2年4月2日青 森県告示第233号)
赤石川 (全域)	A	イ	
追良瀬川 (全域) *	A	イ	
吾妻川 (全域)	A	イ	
笹内川 (全域)	A	イ	
深浦港	海域B	イ	
日本海岸地先海域	海域A	イ	

水 域	該当類型	達成 期間	水 域
今別川（全域）＊ 長川（全域） 津軽半島北側海域	A A 海域A	イ イ イ	津軽半島北側水域 （昭和48年5月15日 青森県告示第361号、 平成2年4月2日青 森県告示第233号）
蟹田川（全域）＊ 高石川（全域） 新城川（全域） 沖館川（全域及び支川）＊ 堤川上流（横内川合流点から上流） 堤川下流（横内川合流点から下流） 横内川上流（水源池取水口から上流） 横内川下流（水源池取水口から下流） 駒込川上流（駒込川頭首工から上流） 駒込川下流（駒込川頭首工から下流） 野内川（全域） 陸奥湾(1) 陸奥湾(2) 陸奥湾(3) 陸奥湾(4)	A A B C A B A A A A B A 海域C 海域C 海域B 海域A	イ イ □ □ イ □ イ イ イ □ イ イ イ イ	陸奥湾西側水域 （昭和48年5月15日 青森県告示第361号、 平成2年4月2日青 森県告示第233号、 平成11年3月15日青 森県告示第162号）
小湊川（全域） 野辺地川上流（清水目橋より上流） 野辺地川下流（清水目橋より下流）	A A B	イ イ □	
田名部川上流（荷橋より上流） 田名部川下流（荷橋より下流） 川内川上流（湯ノ川合流点より上流） 川内川下流（湯ノ川合流点より下流） 宇曾利川（全域）＊ 永下川（全域）＊ 小荒川上流（中荒川1号橋より上流） 小荒川下流（中荒川1号橋より下流） 小湊港 野辺地港 大湊港(1) 大湊港(2) 川内港 陸奥湾東側海域	A B A A A A A B 海域B 海域B 海域C 海域B 海域B 海域A	イ □ イ □ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ	陸奥湾東側水域 （昭和49年4月27日 青森県告示第291号、 平成2年4月2日青 森県告示第234号）

水 域	該当類型	達成 期間	水 域
(八戸市、階上町地先水域) 蕪島北端(八戸市大字鮫町字鮫57番地)から方位角0度に引いた線及び青森県と岩手県の境界である陸岸の地点(三戸郡階上町大字道仏字廿-2番1号)から方位角70度50分に引いた線内の領海	海域A	イ	南浜水域 (昭和51年2月3日青森県告示第83号)
土場川(全域)	A	イ	東通り水域 (昭和55年3月25日青森県告示第276号、平成2年4月2日青森県告示第235号、平成11年3月15日青森県告示第163号)
七戸川(七戸川全域及び支派川)	A	イ	
砂土路川(全域)*	A	イ	
姉沼川(全域)	B	イ	
古間木川(全域)*	B	口	
小川原湖(小川原湖全域及び高瀬川)	湖沼A	口	
東通り海域	海域A	イ	
むつ小川原港(1)	海域C	イ	
むつ小川原港(2)	海域C	イ	
むつ小川原港(3)	海域B	イ	
大畑川(全域)	A	イ	下北半島北側水域 (昭和55年3月25日青森県告示第276号)
下北半島北側海域	海域A	イ	
尻屋岬港	海域B	イ	
奥戸川(全域)	A	イ	下北半島西側水域 (昭和55年3月25日青森県告示第276号)
古佐井川(全域)	A	イ	
下北半島西側海域	海域A	イ	
大間港	海域B	イ	

(2) 全室素、全りん

水 域	該当類型	達成 期間	水 域
陸奥湾(焼山崎と平館灯台を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域)	海域I	イ	陸奥湾水域 (平成9年4月21日青森県告示第294号)

(注)1 該当類型の欄中、「湖沼」又は「海域」の表示のあるものは生活環境に係る環境基準の「湖沼」又は「海域」の表の類型を、「湖沼」又は「海域」の表示のないものは同表の河川の表の類型を示す。

2 達成期間の分類は、次のとおりとする。

- (1) 「イ」は、直ちに達成。
- (2) 「口」は、5年以内で可及的速やかに達成。
- (3) 「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成。

3 備考欄は、当該水域に係る指定水域の名称及び指定年月日等である。

4 堤川及び駒込川の「pH」に係る項目については、基準値を適用しない。

5 水域欄の\*は平成2年4月2日付け青森県告示第233~235号、平成8年2月21日付け青森県告示第106号、平成11年3月15日付け青森県告示第162、163号により一部改正があった水域であることを示す。

6 坂川の河川法上の名称は奥入瀬川である。



表22 排水に係る基準

特定事業場から排出される排水については、一律に次の基準が適用されます。

ただし、生活環境項目に係る排水基準は、1日当たりの平均的な排水の量が50m<sup>3</sup>以上である特定事業場からの排水についてのみ適用されます。

## 1 有害物質

排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）別表第1

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.1 mg/ℓ
シアン化合物	シアン 1 mg/ℓ
有機りん化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)	1 mg/ℓ
鉛及びその化合物	鉛 0.1 mg/ℓ
六価クロム化合物	六価クロム 0.5 mg/ℓ
砒素及びその化合物	砒素 0.1 mg/ℓ
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005mg/ℓ
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/ℓ
トリクロロエチレン	0.3 mg/ℓ
テトラクロロエチレン	0.1 mg/ℓ
ジクロロメタン	0.2 mg/ℓ
四塩化炭素	0.02 mg/ℓ
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/ℓ
1,1-ジクロロエチレン	0.2 mg/ℓ
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/ℓ
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/ℓ
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/ℓ
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/ℓ
チウラム	0.06 mg/ℓ
シマジン	0.03 mg/ℓ
チオベンカルブ	0.2 mg/ℓ
ベンゼン	0.1 mg/ℓ
セレン及びその化合物	セレン 0.1 mg/ℓ
ほう素及びその化合物	海域以外に排出する場合 10 mg/ℓ
	海域に排出する場合 230 mg/ℓ
ふっ素及びその化合物	海域以外に排出する場合 8 mg/ℓ
	海域に排出する場合 15 mg/?
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100 mg/ℓ

(注) 1 「検出されないこと。」とは、環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行（昭和49年12月1日）の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

## 2 生活環境項目

排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）別表第2

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度 (pH)	5.8～8.6 (ただし海域は5.0～9.0)
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160mg / ℓ (日間平均120mg / ℓ)
化学的酸素要求量 (COD)	160mg / ℓ (日間平均120mg / ℓ)
浮遊物質 (SS)	200mg / ℓ (日間平均150mg / ℓ)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油)	5mg / ℓ
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂)	30mg / ℓ
フェノール類含有量	5mg / ℓ
銅含有量	3mg / ℓ
亜鉛含有量	5mg / ℓ
溶解性鉄含有量	10mg / ℓ
溶解性マンガン含有量	10mg / ℓ
クロム含有量	2mg / ℓ
大腸菌群数	(日間平均3,000個 / cm <sup>3</sup> )
窒素含有量	120mg / ℓ (日間平均 60mg / ℓ)
りん含有量	16mg / ℓ (日間平均 8mg / ℓ)

- (注) 1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m<sup>3</sup>以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。
- 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。
- 4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行（昭和49年12月1日）の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。
- 5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。
- 6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼（以下「窒素に係る特定湖沼」という。）、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域（以下「窒素に係る特定海域」という。）及びこれらの流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。
- 7 りん含有量についての排水基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼（以下「磷に係る特定湖沼」という。）、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域（以下「磷に係る特定海域」という。）及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

表23 水浴場水質調査結果

(平成17年度)

海(湖) 水浴場名 (市町村)	調査項目	ふん便菌群数 (個 / 100 ml)		C ( mg / ℓ )		pH		透明度 (m)	油膜の有無	O157	判定
		最小値~最大値	平均値	最小値~最大値	平均値	最小	最大				
合 浦 (青森市)	開設前	2 ~ 2	2	0.9 ~ 2.0	1.3	8.0	8.1	>1	なし	不検出	水質 A A
	開設中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鯨ヶ沢 (鯨ヶ沢町)	開設前	2 ~ 35	6	1.2 ~ 1.9	1.7	8.0	8.1	>1	なし	不検出	水質 A
	開設中	2 ~ 13	4	1.0 ~ 2.0	1.4	8.0	8.1	>1	なし	不検出	水質 A
十符ヶ浦 (野辺地町)	開設前	2 ~ 72	11	1.0 ~ 1.8	1.5	8.0	8.0	>1	なし	不検出	水質 A
	開設中	2 ~ 73	18	1.3 ~ 2.7	2.0	8.0	8.1	>1	なし	不検出	水質 A
小川原湖 (三沢市)	開設前	2 ~ 13	5	3.0 ~ 5.0	3.8	7.6	7.7	>1	なし	不検出	水質 B
	開設中	2 ~ 5	2	3.8 ~ 4.9	4.4	8.1	8.4	>1	なし	不検出	水質 B
八戸市白浜 (八戸市)	開設前	2 ~ 2	2	1.0 ~ 1.5	1.2	8.0	8.1	>1	なし	不検出	水質 A A
	開設中	2 ~ 2	2	1.1 ~ 1.8	1.4	8.1	8.1	>1	なし	不検出	水質 A A
樽 山 (平内町)	開設前	2 ~ 2	2	1.4 ~ 3.4	2.6	8.0	8.0	>1	なし	不検出	水質 B
	開設中	2 ~ 5	3	1.5 ~ 2.2	1.9	8.0	8.1	>1	なし	不検出	水質 A
観瀾山公園 (外ヶ浜町)	開設前	2 ~ 2	2	1.4 ~ 1.8	1.6	8.0	8.3	>1	なし	不検出	水質 A A
	開設中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
玉 松 (蓬田村)	開設前	2 ~ 3	2	1.8 ~ 2.8	2.5	8.0	8.0	>1	なし	不検出	水質 B
	開設中	2 ~ 158	35	1.3 ~ 3.0	1.9	8.0	8.1	>1	なし	不検出	水質 A
平 館 (外ヶ浜町)	開設前	2 ~ 4	2	1.2 ~ 1.7	1.5	8.0	8.3	>1	なし	不検出	水質 A A
	開設中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
出 来 島 (つがる市)	開設前	2 ~ 14	2	1.2 ~ 3.3	2.2	8.0	8.1	>1	なし	不検出	水質 B
	開設中	2 ~ 15	2	1.1 ~ 1.3	1.2	8.1	8.1	>1	なし	不検出	水質 A
岡崎海岸 (深浦町)	開設前	2 ~ 2	2	1.4 ~ 2.1	1.8	8.2	8.5	>1	なし	不検出	水質 A A
	開設中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
千量敷海岸 (深浦町)	開設前	2 ~ 2	2	1.2 ~ 1.5	1.5	8.1	8.3	>1	なし	不検出	水質 A A
	開設中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
風合瀬海岸 (深浦町)	開設前	2 ~ 2	2	1.7 ~ 2.1	2.0	8.0	8.4	>1	なし	不検出	水質 A A
	開設中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
森山海岸 (深浦町)	開設前	2 ~ 2	2	1.4 ~ 3.0	2.1	8.1	8.3	>1	なし	不検出	水質 B
	開設中	2 ~ 2	2	1.3 ~ 2.2	1.7	8.1	8.3	>1	なし	不検出	水質 A A
大間越海岸 (深浦町)	開設前	2 ~ 2	2	1.2 ~ 1.9	1.5	8.1	8.2	>1	なし	不検出	水質 A A
	開設中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
脇 元 (五所川原市)	開設前	2 ~ 2	2	1.0 ~ 1.8	1.5	8.1	8.6	>1	なし	不検出	水質 A A
	開設中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新設鯨ヶ沢 (鯨ヶ沢町)	開設前	2 ~ 14	5	2.0 ~ 4.8	3.3	7.9	8.1	>1	なし	不検出	水質 B
	開設中	2 ~ 16	9	1.1 ~ 2.4	1.7	8.0	8.0	>1	なし	不検出	水質 A
砂浜海岸 (横浜町)	開設前	2 ~ 2	2	1.0 ~ 2.6	1.7	8.0	8.0	>1	なし	不検出	水質 A A
	開設中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
浜 台 (東北町)	開設前	2 ~ 15	4	3.0 ~ 3.5	3.3	7.6	7.7	>1	なし	不検出	水質 B
	開設中	2 ~ 36	9	3.8 ~ 4.5	4.2	7.6	8.7	>1	なし	不検出	水質 B
小川原湖 (東北町)	開設前	2 ~ 10	3	3.3 ~ 3.9	3.6	7.6	7.7	>1	なし	不検出	水質 B
	開設中	2 ~ 5	3	3.3 ~ 4.3	3.8	7.6	8.6	>1	なし	不検出	水質 B
サウゼットビーチあさひ (青森市)	開設前	2 ~ 2	2	1.2 ~ 1.9	1.8	8.0	8.2	>1	なし	不検出	水質 A A
	開設中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
三沢ビートルビーチ (三沢市)	開設前	2 ~ 8	2	1.1 ~ 2.6	1.9	8.0	8.0	>1	なし	不検出	水質 A A
	開設中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
折 腰 内 (中泊町)	開設前	2 ~ 2	2	1.0 ~ 1.6	1.3	8.0	8.1	>1	なし	不検出	水質 A A
	開設中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表24 水浴場の判定基準

区 分	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	C O D	透 明 度	
適	水質 A A	不検出 (検出限界 2 個 / 100ml)	油膜が 認められない	2 mg / ℓ 以下 (湖沼は 3 mg / ℓ 以下)	全透 ( 1 m 以上)
	水質 A	100個 / 100ml以下	油膜が 認められない	2 mg / ℓ 以下 (湖沼は 3 mg / ℓ 以下)	全透 ( 1 m 以上)
可	水質 B	400個 / 100ml以下	常時は油膜が 認められない	5 mg / ℓ 以下	1 m未満 ~ 50cm以上
	水質 C	1,000個 / 100ml以下	常時は油膜が 認められない	8 mg / ℓ 以下	1 m未満 ~ 50cm以上
不 適	1,000個 / 100mlを 超えるもの	常時油膜が 認められる	8 mg / ℓ 超	50cm未満	

(注) 1 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

2 「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。

表25 公共用水域の底質測定結果（平成17年度）

水域名	測定地点名	採取年月日	外観	一般項目			健康項目						特殊項目				その他の項目		
				COD (mg/g)	I・L (%)	Cd (mg/kg)	p b (mg/kg)	As (mg/kg)	T-Hg (mg/kg)	P C B (mg/kg)	Cu (mg/kg)	Zn (mg/kg)	T-Cr (mg/kg)	T-S (mg/kg)	T-N (mg/kg)	T-P (mg/kg)			
沖館	川 沖 館 橋	H17. 8. 1	泥	23	6	0.3	19	14	0.06	0.01	41	200	35	0.12	1.4	0.98			
	堤 川 石 森 橋	H17. 8. 4	泥	58	12	0.3	17	69	0.16	<0.01	48	170	57	2.4	2.7	1.8			
	田 名 部 川 下 北 橋	H17. 7. 13	砂泥	5.2	6	<0.1	6.3	19	0.07	<0.01	22	97	28	0.34	0.75	0.53			
	馬 淵 川 大 橋	H17. 7. 14	砂	0.36	1.2	<0.1	0.6	2.8	0.01	<0.01	8.8	53	21	0.02	0.25	0.31			
	新 井 田 川 湊 橋	H17. 7. 15	砂泥	15	11	0.26	42	6.0	0.07	<0.01	48	150	100	0.99	2.7	0.89			
	市 柳 沼 中 央	H17. 8. 17	砂泥	78	23	0.2	36	6.0	0.09	<0.01	11	71	28	0.14	9.6	0.67			
	田 面 木 沼 中 央	H17. 8. 17	砂泥	49	19	0.3	34	14	0.09	<0.01	13	75	37	0.14	7.8	0.69			
	内 沼 中 央	H17. 8. 17	砂泥	73	22	0.5	37	12	0.15	<0.01	25	130	21	3.7	9.3	2.1			
	姉 沼 中 央	H17. 8. 17	砂泥	33	17	0.3	74	12	0.15	<0.01	27	170	46	0.34	5.8	1.5			
	十 和 田 湖	St. 1 休屋前面	H17. 7. 25	泥	51	10	11	240	48	0.35	<0.01	120	1100	17	0.32	4.6	0.47		
陸 奥 湾	St. 9 子ノ口前面	H17. 7. 25	泥	39	10	4.5	190	49	0.41	<0.01	180	820	23	0.087	3.0	1.5			
	St. 1 青森港(西)	H17. 8. 11	微砂泥	10	4	<0.1	12	6.8	0.02	<0.01	25	83	43	0.22	0.58	0.33			
	St. 2 青森港(東)	H17. 8. 11	微砂泥	20	5	0.2	30	13	0.12	<0.01	39	110	38	0.22	0.83	0.44			
	St. 3 堤川 1 km 沖	H17. 8. 11	泥	74	16	0.3	27	46	0.16	<0.01	44	140	76	5.9	3.3	1.6			
	St.10 野辺地港	H17. 8. 11	砂泥	3.8	2	<0.1	6	11	0.02	<0.01	5	36	50	0.09	0.25	0.28			
	St.14 大湊港(芦崎)	H17. 8. 11	泥	29	9	<0.1	17	16	0.31	<0.01	26	110	44	0.76	1.5	0.45			
	St.15 大湊港(田名部川河口)	H17. 8. 11	泥	35	13	<0.1	21	17	0.25	<0.01	35	120	65	0.21	2.2	0.73			
	むつ小川原港(1)	鷹 架 沼 3	H17. 8. 17	砂泥	42	18	0.2	34	9.6	0.08	<0.01	13	100	29	3.4	5.7	0.54		
	むつ小川原港(2)	尾 駁 沼 2	H17. 8. 17	砂泥	29	16	0.2	33	13	0.08	<0.01	18	95	37	1.0	5.0	0.62		
	八 戸 前 面 海 域	St. 1 第一工業港	H17. 8. 3	泥	20	11	0.4	89	17	0.14	<0.01	87	250	110	0.91	2.5	1.2		
St. 2 第一工業港		H17. 8. 3	泥	13	7.0	0.9	230	47	3.0	0.12	190	350	87	1.3	0.89	0.76			
St. 6 第三工業港		H17. 8. 3	泥	18	16	0.2	48	19	0.17	<0.01	40	220	34	0.45	3.5	0.97			
St. 7 第二工業港		H17. 8. 3	砂泥	16	12	2.2	510	29	0.24	<0.01	73	650	93	0.37	2.5	0.97			
	St. 8 第二工業港	H17. 8. 3	砂泥	11	8.3	1.0	230	19	0.18	<0.01	63	260	73	0.70	1.2	0.52			

表26 青森県八戸工業用水道水質測定結果（平成17年度）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
気 温 ( )	平均	9.0	12.1	18.3	20.0	24.8	19.7	14.0	6.8	-0.5	-1.9	-0.4	3.3	10.4
	最 高	19.7	19.3	25.3	26.1	28.7	25.4	19.4	14.7	3.6	2.5	6.2	9.3	16.7
	最 低	2.7	6.9	11.6	13.6	21.0	13.9	8.2	2.0	-3.4	-6.0	-6.4	-2.9	5.1
水 温 ( )	平 均	8.0	12.7	19.2	18.2	22.9	17.8	13.6	7.7	1.5	0.4	1.7	4.7	10.7
	最 高	12.1	17.2	23.1	22.2	25.8	21.8	15.8	12.2	3.9	2.0	5.1	6.6	14.0
	最 低	5.4	9.8	14.2	13.3	19.6	14.9	10.6	5.1	0.0	-0.1	-0.2	2.1	7.9
p H	平 均	7.1	7.2	7.0	7.0	6.9	7.0	7.2	7.2	7.3	7.3	7.4	7.4	7.2
	最 高	7.4	7.4	7.3	7.1	7.1	7.3	7.3	7.4	7.5	7.4	7.7	7.7	7.4
	最 低	6.9	7.0	6.8	6.9	6.7	6.6	7.0	6.9	7.0	7.0	7.2	7.1	6.9
濁 度 (ppm)	平 均	50.0	18.5	24.0	49.0	30.0	38.0	15.0	11.0	11.0	8.0	19.0	23.0	24.7
	最 高	217.0	32.0	77.0	152.0	177.0	177.0	84.0	21.0	20.0	12.0	64.0	45.0	89.8
	最 低	15.0	10.0	11.0	10.0	6.0	11.0	7.0	8.0	6.0	6.0	8.0	14.0	9.3
酸 消 費 量 (mg/ℓ)	23.0	25.0	33.0	37.0	40.0	41.0	37.0	38.0	34.0	34.0	34.0	35.0	31.0	34.0
全 硬 度 (mg/ℓ)	33.0	28.0	38.0	42.0	45.0	45.0	46.0	45.0	45.0	39.0	44.0	44.0	40.0	40.8
全 蒸 発 残 留 物 (mg/ℓ)	180.0	140.0	120.0	130.0	140.0	100	84.0	84.0	160	130.0	170.0	150.0	140.0	137
塩 化 物 イ オ ン (mg/ℓ)	9.0	9.0	14.0	10.0	14.0	11.0	12.0	12.0	14.0	12.0	18.0	19.0	16.0	13.2
鉄 (mg/ℓ)	0.70	0.44	0.38	0.85	0.54	0.77	0.49	0.39	0.24	0.35	0.39	0.39	0.72	0.52

(注) 1 気温・水温・PH濁度・月平均)

2 その他の項目 月1回測定

表27 青森県六ヶ所工業用水道水質測定結果 (平成17年度)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
気 温 ( )	平均	7.6	10.0	15.7	18.2	23.3	19.4	14.1	7.1	-0.6	-2.0	-1.1	2.1	9.5
	最 高	22.0	24.5	29.1	28.6	32.3	32.3	24.0	19.8	6.8	5.1	9.0	12.9	20.5
	最 低	-1.6	1.2	7.8	11.8	13.9	8.6	3.9	-0.6	-8.5	-11.3	-8.3	-5.6	0.9
水 温 ( )	平 均	10.5	10.8	11.2	11.5	11.9	11.6	11.1	10.6	10.0	9.9	10.0	10.1	10.8
	最 高	11.3	11.4	12.4	12.5	13.1	13.2	11.7	10.9	10.5	10.4	10.4	10.4	11.5
	最 低	9.6	10.0	10.6	11.0	11.4	11.0	10.7	9.3	8.4	8.6	8.6	8.9	9.8
p H	平 均	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.1
	最 高	7.1	7.2	7.2	7.2	7.2	7.5	7.2	7.2	7.0	7.1	7.1	7.1	7.2
	最 低	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	7.0	7.0	7.0
濁 度 (ppm)	平 均	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	最 高	0.2	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.4	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
	最 低	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.2	0.2	0.1	0.1
酸 消 費 量 (mg/ℓ)	34.0	35.0	33.0	33.0	34.0	33.0	33.0	33.0	34.0	34.0	34.0	34.0	34.0	33.8
全 硬 度 (mg/ℓ)	56.0	54.0	52.0	50.0	50.0	42.0	55.0	55.0	54.0	51.0	54.0	52.0	49.0	51.6
全 蒸 発 残 留 物 (mg/ℓ)	220.0	220.0	160.0	180.0	170.0	130.0	110.0	110.0	200.0	150.0	180.0	160.0	140.0	168.3
塩 化 物 イ オン (mg/ℓ)	34.0	38.0	38.0	36.0	35.0	35.0	35.0	35.0	36.0	31.0	36.0	36.0	33.0	35.2
鉄 (mg/ℓ)	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.10

表28 「私たちの名水」一覧

昭和60年度			昭和61年度			
1	よこ 横 うち 内 がわ 川 (水源地上流部)	(青森市)河川水	11	お 御 あつ め ない ひや みず 茶 水 (弘前市)湧水	12	ぬま 厚 ぶくろ 目の寒 水 (黒石市) "
2	やす 安 た 田 すい 水 てん 天 ぐう 宮 ( " )湧水	( " )湧水	13	ぬま 沼 ぶくろ 袋の 水 (十和田市) "	14	しら 白 うえ 上の ゆう 湧 すい 水 ( " ) "
3	ご 御 ぜん 膳 すい 水 (弘前市) "	(弘前市) "	15	おち 落 うど 人の さと 里の みず 水 ( " ) "	16	かつらみず 桂 だいまよう 大明神の みず 水 ( " ) "
4	お 小 だ 田 ない 内 ぬま 沼 ゆう 湧 すい 水 (三沢市) "	(三沢市) "	17	こ 小 すぎ 杉 さわ 沢の ゆう 湧 すい 水 (弘前市) "	18	かん 観 のん 音 し 清 みず 水 (平川市) "
5	しん 神 めい 様の さま の みつこ 水 (深浦町) "	(深浦町) "	19	きよ 清 みず 水 かん 観 のん のん すい 水 (弘前市)湧水	20	ごん 権 げん 現 さま 様の し 清 みず 水 (五所川原市)湧水
6	わき 沸 つぼ 壺 いけ 池の み 清 す 水 ( " ) "	( " ) "	21	どう 堂 が ケ たい 平 かつら 桂 しみず 清 水 ( " ) "	22	てら 寺 した 下の たき 滝 (階上町)河川水
7	ご 御 しん 神 すい 水 (弘前市) "	(弘前市) "	23	はし 階 かみ 上 だけ 岳 りゅう 龍 じん 神 すい 水 ( " )湧水	23	はつ 八 こう 甲 だ 田 し 清 みず 水 (十和田市) "
8	と 十 わ 和 だ 田 しつ 霊 こ 泉 (青森市) "	(青森市) "	24	せき 関 ね 根の しみず 清 水 (三戸町) "	24	はく 白 おう 翁 せん 泉 ( " ) "
9	ひや 冷 みず 水の ツ コ (中泊町) "	(中泊町) "	25	はく 白 おう 翁 せん 泉 ( " ) "	25	み 弥 るく 勒 の たき 滝 (田子町)河川水
10	わき 湧 つ ぼ ( " ) "	( " ) "	26	ごん 権 げん 現 さま 様の し 清 みず 水 (五所川原市)湧水	27	てら 寺 した 下の たき 滝 (階上町)河川水
昭和62年度			昭和63年度			
19	きよ 清 みず 水 かん 観 のん のん すい 水 (弘前市)湧水	(弘前市)湧水	28	はし 階 かみ 上 だけ 岳 りゅう 龍 じん 神 すい 水 ( " )湧水	28	ひろ 広 おか 岡 は 羽 ぐる 黒 さま (つがる市) "
20	どう 堂 が ケ たい 平 かつら 桂 しみず 清 水 ( " ) "	( " ) "	29	マ マ リア ア し 清 みず 水 (平川市) "	29	マ マ リア ア し 清 みず 水 (平川市) "
21	は 羽 ぐる 黒 さま の しん 社 霊 こ 泉 ( " ) "	( " ) "	30	ひろ 広 おか 岡 は 羽 ぐる 黒 さま (つがる市) "	30	ひろ 広 おか 岡 は 羽 ぐる 黒 さま (つがる市) "
22	はつ 八 こう 甲 だ 田 し 清 みず 水 (十和田市) "	(十和田市) "				
23	せき 関 ね 根の しみず 清 水 (三戸町) "	(三戸町) "				
24	はく 白 おう 翁 せん 泉 ( " ) "	( " ) "				
25	み 弥 るく 勒 の たき 滝 (田子町)河川水	(田子町)河川水				

(注) 年度は、認定年度である。

表29 県内から選定された「名水百選」(昭和59年度環境庁選定)

名称	所在地	水の形態	概要
とみた 富田の清水	弘前市大字紙漣町	湧水	弘前市の中央、紙漣町、吉野町一帯は、湧水が豊かなところ。文化幼稚園と稲荷神社近くの清水は、今でも市民に公共的に使われている。これらを総称し、旧富田村にちなんで「トミタのシツコ」と呼ばれている。
いがみ 渾神の清水	平川市唐竹	湧水	平賀駅から山間部へ登る中途に渾神の清水がある。道端に面して、小さな鳥居と祠があり、その下より清水が湧き出しており、「霊泉」の碑がまつてある。

表30 県内から選定された「快水浴場百選」(平成18年5月環境省選定)

名称	所在地	概要
はちのへ 八戸市白浜海水浴場	八戸市	全国的にも貴重な鳴き砂の浜です。種差海岸遊歩道(延長5.2km)の中間地点に位置し、無料シャワー室も設置されているため、景勝地を散策しながらハイキング感覚で海水浴も楽しめます。また、安全対策のために監視船も配備されています。

表31 水質汚濁防止法及び青森県公害防止条例に基づく届出事業場数

(平成18年3月31日現在)

区分 市町村名		水質汚濁防止法	青森県 公害防止条例	区分 市町村名		水質汚濁防止法	青森県 公害防止条例		
		特定事業場数	汚水関係工場数			特定事業場数	汚水関係工場数		
市	1	青森市	513	7	北津軽郡	21	板柳町	36	1
	2	弘前市	491	11		22	鶴田町	84	
	3	八戸市	645	8		23	中泊町	62	
	小計				小計		182	1	
	4	黒石市	156	1	上北郡	24	野辺地町	77	
	5	五所川原市	240	2		25	七戸町	121	1
	6	十和田市	601	2		26	六戸町	97	3
	7	三沢市	180	1		27	横浜町	56	
	8	むつ市	292			28	東北町	155	1
	9	つがる市	200	1		29	六ヶ所村	115	1
10	平川市	173	2	30	おいらせ町	107	2		
小計		3,491	35	小計		728	8		
東津軽郡	11	平内町	55		下北郡	31	大間町	46	
	12	今別町	13			32	東通村	65	
	13	蓬田村	7			33	風間浦村	35	
	14	外ヶ浜町	32			34	佐井村	36	
小計		107	0	小計		182	0		
西津軽郡	15	鱒ヶ沢町	80		三戸郡	35	三戸町	72	
	16	深浦町	105			36	五戸町	71	
小計		185	0	37		田子町	49		
中津軽郡	17	西目屋村	14	1		38	南部町	99	
	小計		14	1	39	階上町	56		
南津軽郡	18	藤崎町	85		40	新郷村	31		
	19	大鰐町	96	2	小計		378	0	
	20	田舎館村	42		合計		5,490	47	
小計		223	2						

## 4 土 壤 汚 染

表32 土壌汚染に係る環境基準

	項 目	環 境 基 準
1	カドミウム	0.01 mg / l 以下
2	全シアン	検出されないこと
3	有機りん	検出されないこと
4	鉛	0.01 mg / l 以下
5	六価クロム	0.05 mg / l 以下
6	砒素	0.01 mg / l 以下
7	総水銀	0.0005 mg / l 以下
8	アルキル水銀	検出されないこと
9	P C B	検出されないこと
10	銅	125 mg / kg (田に限る)
11	ジクロロメタン	0.02 mg / l 以下
12	四塩化炭素	0.002 mg / l 以下
13	1, 2 - ジクロロエタン	0.004 mg / l 以下
14	1, 1 - ジクロロエチレン	0.02 mg / l 以下
15	シス-1, 2 - ジクロロエチレン	0.04 mg / l 以下
16	1, 1, 1 - トリクロロエタン	1 mg / l 以下
17	1, 1, 2 - トリクロロエタン	0.006 mg / l 以下
18	トリクロロエチレン	0.03 mg / l 以下
19	テトラクロロエチレン	0.01 mg / l 以下
20	1, 3 - ジクロロプロペン	0.002 mg / l 以下
21	チウラム	0.006 mg / l 以下
22	シマジン	0.003 mg / l 以下
23	チオベンカルブ	0.02 mg / l 以下
24	ベンゼン	0.01 mg / l 以下
25	セレン	0.01 mg / l 以下
26	ふっ素	0.8 mg / l 以下
27	ほう素	1 mg / l 以下

平成3年8月23日 環境庁告示第46号  
最終改正 平成13年環境省告示第16号

表33 土壤汚染に係る特定有害物質及び指定区域の指定基準

特定有害物質	指 定 基 準	
	土壤含有量基準	土壤溶出量基準
四塩化炭素		0.002mg / ℓ 以下
1, 2 - ジクロロエタン		0.004mg / ℓ 以下
1, 1 - ジクロロエチレン		0.02mg / ℓ 以下
シス-1, 2 - ジクロロエチレン		0.04mg / ℓ 以下
1, 3 - ジクロロプロペン		0.002mg / ℓ 以下
ジクロロメタン		0.02mg / ℓ 以下
テトラクロロエチレン		0.01mg / ℓ 以下
1, 1, 1 - トリクロロエタン		1 mg / ℓ 以下
1, 1, 2 - トリクロロエタン		0.006mg / ℓ 以下
トリクロロエチレン		0.03mg / ℓ 以下
ベンゼン		0.01mg / ℓ 以下
カドミウム及びその化合物	150mg / kg以下	0.01mg / ℓ 以下
六価クロム化合物	250mg / kg以下	0.05mg / ℓ 以下
シアン化合物	50mg / kg以下	検出されないこと
水銀及びその化合物	15mg / kg以下	0.0005mg / ℓ 以下
うちアルキル水銀		検出されないこと
セレン及びその化合物	150mg / kg以下	0.01mg / ℓ 以下
鉛及びその化合物	150mg / kg以下	0.01mg / ℓ 以下
砒素及びその化合物	150mg / kg以下	0.01mg / ℓ 以下
ふっ素及びその化合物	4,000mg / kg以下	0.8mg / ℓ 以下
ほう素及びその化合物	4,000mg / kg以下	1 mg / ℓ 以下
シマジン		0.003mg / ℓ 以下
チウラム		0.006mg / ℓ 以下
チオベンカルブ		0.02mg / ℓ 以下
P C B		検出されないこと
有機りん化合物		検出されないこと

## 5 騒音・振動

表34 騒音規制法及び振動規制法に基づく届出状況

(平成18年3月31日現在)

区分 市名	特 定 施 設				特 定 建 設 作 業	
	騒 音 規 制 法		振 動 規 制 法		騒 音 規 制 法	振 動 規 制 法
	特 定 施 設 数	特 定 工 場 数	特 定 施 設 数	特 定 工 場 数		
青 森 市	1,017	214	304	105	19	17
弘 前 市	603	119	325	66	11	7
八 戸 市	784	235	305	102	24	14
黒 石 市	99	38	97	38	1	0
五所川原市	55	21	3	3	1	0
十和田市	104	46	31	13	0	0
三 沢 市	121	21	83	14	0	0
む つ 市	131	30	53	20	1	0
合 計	2,914	724	1,201	361	57	38

表35 県公害防止条例に基づく届出状況

(平成18年3月31日現在)

区分 市名	騒 音 関 係 施 設		特 定 作 業	振 動 関 係 施 設	
	施 設 数	工 場 数		施 設 数	工 場 数
青 森 市	495	194	41	652	110
弘 前 市	210	76	21	213	33
八 戸 市	493	231	45	582	153
黒 石 市	21	9	25	22	5
五所川原市	92	44	0	45	4
十和田市	67	49	32	21	12
三 沢 市	95	54	22	27	14
む つ 市	97	61	5	40	12
合 計	1,570	718	191	1,602	343

表36 騒音に係る環境基準

(1) 一般環境基準 (平成10年9月環境庁告示第64号)

(単位：デシベル)

地域の類型	時間の区分		備 考
	昼 間	夜 間	
A A	50	40	昼間：午前6時から午後10時まで 夜間：午後10時から翌日午前6時まで
A 及び B	55	45	
C	60	50	

(注) 類型 A A：指定地域のうち静穏を必要とする療養施設、社会福祉施設、文教施設等が集合している地域である。

類型 A：指定地域のうち低層住居専用地域、中高層住居専用地域である。

類型 B：住居地域、準住居地域である。

類型 C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域である。

(2) 道路に面する地域の環境基準(平成10年9月環境庁告示第64号)

(単位：デシベル)

地域の区分	時間の区分	
	昼 間	夜 間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60	55
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65	60
幹線交通を担う道路に近接する空間 (騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉ざして生活していると認められる個々の住居等の室内)	70 (45)	65 (40)

(3) 航空機騒音に係る環境基準 (昭和48年環境庁告示第154号)

(単位：WECPNL)

地 域 の 類 型	基 準 値
	70
	75

(注) 類型：指定地域のうち、住居専用地域である。

類型：指定地域のうち、の地域、工業専用地域、河川区域、飛行場の敷地、防衛施設の敷地等を除いた地域である。

(4) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準(昭和50年7月29日環境庁告示第46号)

(単位：デシベル)

地 域 の 類 型	基 準 値
	70
	75

(注) 類型：住居の用に供される地域である。

類型：以外の地域であって通常的生活環境を保全する必要のある地域である。

表37 騒音に係る規制基準

## (1) 特定工場等において発生する騒音の規制基準(昭和47年青森県告示第169号)

(単位:デシベル)

区域の区分	時間の区分			備 考
	昼間	朝夕	夜間	
第 1 種 区 域	50	45	45	朝 : 午前 6 時から午前 8 時まで 昼間 : 午前 8 時から午後 7 時まで 夕 : 午後 7 時から午後 9 時まで 夜間 : 午後 9 時から翌日午前 6 時まで
第 2 種 区 域	55	50	45	
第 3 種 区 域	65	60	50	
第 4 種 区 域	70	65	55	

ただし、第2種、第3種及び第4種区域内に所在する学校・病院等特に静穏を必要とする施設の周囲50m以内では表の値から5デシベル減じた値。

- (注) 第1種区域：指定区域のうち、低層住居専用地域である。  
 第2種区域：指定区域のうち、中高層住居専用地域、住居地域及び準住居地域である。  
 第3種区域：指定区域のうち、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域である。  
 第4種区域：指定区域のうち、工業地域である。

## (2) 特定建設作業騒音に係る基準(昭和43年厚生省、建設省告示第1号)

地域/規制種別	基準値	作業時刻	1日当たりの作業時間	作業期間	作業日
1号区域	85 デシベル	午後7時～翌日の午前7時の時間内でないこと	10時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の休日でないこと
2号区域		午後10時～翌日の午前6時の時間内でないこと	14時間を超えないこと		

- (注) 1号区域：指定地区のうち、住居専用地域、住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び2号区域内の病院、学校等の周囲80mの区域内である。  
 2号区域：指定地域のうち、1号区域以外の区域である。

## (3) 自動車騒音の要請限度(平成12年環境省令第15号)

区域の区分	時間の区分		備 考
	昼 間	夜 間	
1 a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル	昼間：午前6時から午後10時まで 夜間：午後10時から翌日午前6時まで
2 a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル	
3 b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル	

上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。)に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

- (注) a区域、b区域、c区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。  
 (1) a区域：専ら住居の用に供される区域  
 (2) b区域：主として住居の用に供される区域  
 (3) c区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

表38 振動に係る規制基準

(1) 特定工場等において発生する振動の規制基準(昭和52年青森県告示第897号)

(単位:デシベル)

区域の区分	時間の区分		備 考
	昼 間	夜 間	
第 1 種 区 域	60	55	昼間：午前 8 時から午後 7 時まで 夜間：午後 7 時から翌日午前 8 時まで
第 2 種 区 域	65	60	

ただし、学校・病院等特に静穏を必要とする施設の周囲50m以内では、表の値から5デシベル減じた値。

- (注) 第1種区域：指定地域のうち、住居専用地域、住居地域及び準住居地域である。  
第2種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域である。

(2) 特定建設作業振動に係る基準(昭和51年総理府令第58号)

規制種別 地域の区分	基 準 値	作 業 時 刻	1日あたりの 作業時間	作業期間	作 業 日
1 号 区 域	75 デシベル	午後 7 時～翌日の午前 7 時の時間内でないこと	10時間を超えないこと	連続 6 日を超えないこと	日曜日その他の休日でないこと
2 号 区 域		午後 10 時～翌日の午前 6 時の時間内でないこと	14時間を超えないこと		

- (注) 1号区域：指定地域のうち、住居専用地域、住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び2号区域内の病院、学校等の周囲80mの区間内である。  
2号区域：指定区域のうち、1号区域以外の区域である。

(3) 道路交通振動の要請限度 (昭和51年総理府令第58号)

区域の区分	時間の区分		備 考
	昼 間	夜 間	
第 1 種 区 域	65デシベル	60デシベル	昼間：午前 8 時から午後 7 時まで 夜間：午後 7 時～翌日午前 8 時まで
第 2 種 区 域	70デシベル	65デシベル	

表39 一般的な騒音の例

dB (デシベル)	状 態
120	飛行機のエンジンの近く
110	自動車の警笛
100	電車が通る時のガード下
90	大声による独唱、騒々しい工場の中
80	地下鉄の車内、せみの声
70	電話のベル、鈴虫の音色、騒々しい事務所
60	静かな車内、普通の会話
50	静かな事務所
40	図書館
30	ささやき声
20	木の葉のふれ合う音

表40 振動の影響例

気象庁震度階級	dB (デシベル)	状 態
4	90	中震。家屋の動揺が激しく、座りの悪い花びんなどは倒れ、器内の水はあふれ出る。また、歩いている人にも感じられ、多くの人々は戸外に飛び出す程度の地震。
3	80	弱震。家屋が揺れ、戸、障子がガタガタと鳴動し、電灯のような吊り下げ物は相当ゆれ、器内の水面の動くのが分かる程度の地震。
2	70	軽震。大勢の人に感ずる程度のもので、戸、障子がわずかに動くのが分かる程度の地震。
1	60	微震。静止している人や特に地震に注意深い人だけに感ずる程度の地震。
0	50	無感。人体に感じないで地震計に記録される程度。
	40	

表41 三沢飛行場周辺地域等における防衛施設周辺騒音対策関係事業一覧表

(決算額、単位:百万円)

事 項	年 度				
	平 成 13年度	平 成 14年度	平 成 15年度	平 成 16年度	平 成 17年度
騒音防止事業					
(学校・病院等の騒音)	299	151	620	82	302
(住宅防音)	1,843	1,557	1,525	1,093	1,446
(防音関連維持費)	25	23	21	21	19
民生安定助成事業					
(学習等供用施設等の防音助成)	0	15	66	0	0
(放送受信障害)	69	70	70	68	63
障害防止事業					
(騒音防止用電話)	-	-	-	-	-
移転措置事業	4,042	4,334	5,116	4,997	4,867
緑地整備事業	52	52	33	145	49
計	6,330	6,202	7,451	6,406	6,746

(注) 本表は、三沢飛行場・三沢対地射爆撃場を対象施設として記載している。

## 6 悪 臭

表42 特定悪臭物質の臭気強度別濃度

(単位:ppm)

物質名	臭気強度						
	1	2	2.5	3	3.5	4	5
ア ン モ ニ ア	0.1	0.6	1	2	5	1×10	4×10
メチルメルカプタン	0.0001	0.0007	0.002	0.004	0.01	0.03	0.2
硫 化 水 素	0.0005	0.006	0.02	0.06	0.2	0.7	8
硫 化 メ チ ル	0.0001	0.002	0.01	0.05	0.2	0.8	2
二 硫 化 メ チ ル	0.0003	0.003	0.009	0.03	0.1	0.3	3
トリメチルアミン	0.0001	0.001	0.005	0.02	0.07	0.2	3
アセトアルデヒド	0.002	0.01	0.05	0.1	0.5	1	1×10
プロピオンアルデヒド	0.002	0.02	0.05	0.1	0.5	1	1×10
ノルマルブチルアルデヒド	0.0003	0.003	0.009	0.03	0.08	0.3	2
イソブチルアルデヒド	0.0009	0.008	0.02	0.07	0.2	0.6	5
ノルマルバレルアルデヒド	0.0007	0.004	0.009	0.02	0.05	0.1	0.6
イソバレルアルデヒド	0.0002	0.001	0.003	0.006	0.01	0.03	0.2
イ ソ ブ タ ノ ール	0.01	0.2	0.9	4	2×10	7×10	1×10 <sup>3</sup>
酢 酸 エ チ ル	0.3	1	3	7	2×10	4×10	2×10 <sup>2</sup>
メチルイソブチルケトン	0.2	0.7	1	3	6	1×10	5×10
ト ル エ ン	0.9	5	1×10	3×10	6×10	1×10 <sup>2</sup>	7×10 <sup>2</sup>
ス チ レ ン	0.03	0.2	0.4	0.8	2	4	2×10
キ シ レ ン	0.1	0.5	1	2	5	1×10	5×10
プ ロ ピ オ ン 酸	0.002	0.01	0.03	0.07	0.2	0.4	2
ノ ル マ ル 酪 酸	0.00007	0.0004	0.001	0.002	0.006	0.02	0.09
ノ ル マ ル 吉 草 酸	0.0001	0.0005	0.0009	0.002	0.004	0.008	0.04
イ ソ 吉 草 酸	0.00005	0.0004	0.001	0.004	0.01	0.03	0.3

表43 悪臭規制地域及び規制基準

(昭和48年青森県告示第121号)

1 規制地域

37市町村 (10市22町5村) 表2 - 5 - 2 悪臭規制地域の指定状況 (P.140) 参照

2 規制基準

(1) 1号規制 (敷地境界)

表特定悪臭物質の臭気強度別濃度のうち臭気強度2.5に相当する濃度

(2) 2号規制(気体排出口)

アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレンが規制対象となり、物質ごとに次の式により算出された量。

$$q = 0.108 \times He^2 \cdot C m$$

q : 流量 (Nm<sup>3</sup> / 時)

He = 瞬補正された排出口の高さ (m)

C m : 敷地境界線の基準値 (ppm)

ただし、He<sup>2</sup>が5 m未満の場合、この式による規制基準は適用されない。

(3) 3号規制 (排水水)

事業場の敷地外における規制基準

(単位:mg / ℓ)

特定悪臭物質名	Q 0.001	0.001 < Q 0.1	0.1 < Q
メチルメルカプタン	0.03	0.007	0.002
硫化水素	0.1	0.02	0.005
硫化メチル	0.3	0.07	0.01
二硫化メチル	0.6	0.1	0.03

(注) Q : 排水水量 (m<sup>3</sup> / s)

## 7 地盤沈下

表44 青森地区の主な水準点の水準測量結果（変位量上位10位）

順位	平成13年5月～平成15年5月			順位	平成15年5月～平成17年5月		
	水準点番号	所在地	沈下量(cm)		水準点番号	所在地	沈下量(cm)
1	37A	港町三丁目	-0.70	1	37A	港町三丁目	-1.10
2	87B	八ツ役字芦谷	-0.29	2	25A	沖館一丁目	-1.06
3	23C	安方一丁目	-0.22	3	87B	八ツ役字芦谷	-1.04
3	130B	大野字山下	-0.22	4	156A	緑二丁目	-1.00
5	29B	港町三丁目	-0.20	5	港 2	港町二丁目	-0.97
6	港 2	港町二丁目	-0.19	6	41C	港町二丁目	-0.90
7	準基540	浅虫字螢谷	-0.17	6	116A	港町三丁目	-0.90
8	25A	沖館字小浜	-0.16	8	17C	本町四丁目	-0.82
9	1A	港町二丁目	-0.10	9	72B	筒井字八ツ橋	-0.81
9	69B	浜田字豊田	-0.10	10	68A	桂木四丁目	-0.80

表45 八戸地区の主な水準点の水準測量結果（上位10位）

順位	平成14年9月～平成15年1月			順位	平成16年9月～平成17年1月		
	水準点番号	所在地	沈下量(cm)		水準点番号	所在地	沈下量(cm)
1	45	吹上三丁目(道路公園)	-0.59	1	45	吹上三丁目	-1.75
2	8	柏崎二丁目	-0.58	2	49	根城一丁目(桜木町)	-1.74
3	33	市川町(轟木小)	-0.52	3	8	柏崎二丁目(柏崎小)	-1.65
4	49	根城一丁目(桜木町)	-0.48	4	47	吹上三丁目(月丘町)	-0.91
5	48	根城三丁目	-0.42	5	39	尻内町(合同庁舎)	-0.86
6	32	市川町(市川中)	-0.34	6	-	柏崎二丁目(柏崎小)	-0.83
7	47	吹上三丁目(月丘町)	-0.30	7	31	長苗代	-0.59
8	28	市川町(多賀小)	-0.27	8	53	尻内町(合同庁舎)	-0.58
8	39	尻内町(合同庁舎)	-0.27	9	51	長苗代(卸センター)	-0.49
8	41	一番町二丁目	-0.27	10	33	市川町(轟木小)	-0.45

表46 八戸地区の観測井測定結果（水位・沈下量の年度別累積変動）

観 測 井		11年度		12年度		13年度		14年度		15年度		16年度		17年度	
井戸	設 置 場 所	水位 (m)	沈下 (mm)	水位 (m)	沈下 (mm)	水位 (m)	沈下 (mm)	水位 (m)	沈下 (mm)	水位 (m)	沈下 (mm)	水位 (m)	沈下 (mm)	水位 (m)	沈下 (mm)
1	青 葉 三 丁 目 (第三中学校)	-3.93	-	-4.27	-	-4.53	-	-4.76	-	-4.79	-	-4.54	-	-4.41	-
2	尻内町字中根市 (三条中学校)	-0.66	-	-0.75	-	-0.57	-	-0.62	-	-0.58	-	-0.74	-	-0.74	-
3	市川町字赤畑 (市川中学校)	-7.51	-	-7.97	-	-7.83	-	-7.66	-	-7.93	-	-8.18	-	-9.50	-
4 - A	柏 崎 二 丁 目 (柏崎小学校)	-1.01	-2.09	-1.15	-8.83	-1.01	+0.54	-0.96	-0.30	-1.03	-6.28	-0.98	+0.74	-1.08	-3.55
4 - B		-3.76	-2.54	-3.91	-8.57	-3.74	-0.66	-3.59	-0.30	-3.56	-5.00	-3.49	+0.04	-3.69	-4.40
5	江 陽 二 丁 目 (江陽公園)	-2.92	-0.08	-2.86	-0.94	-2.88	+0.14	-2.81	+0.35	-2.76	-0.88	-2.71	+0.36	-2.78	-0.76
6	河原木字角地田 (市営河原木団地)	-1.66	+0.01	-1.84	-2.51	-1.80	+2.34	-1.69	-0.17	-1.58	-0.52	-1.56	+0.01	-1.75	-0.08
7	市川町字古館 (多賀小学校)	-7.79	-0.10	-8.18	-1.14	-8.07	-1.05	-7.93	+0.45	-8.31	-1.14	-8.70	-1.51	-10.25	-1.55

## 8 化学物質

表47 ダイオキシン類環境基準

(平成11年12月27日環境庁告示第68号、改正：平成14年7月22日環境省告示第46号)

媒 体	環 境 基 準
大 気	年間平均値が0.6pg - T E Q / m <sup>3</sup> 以下であること。
水 質 (水底の底質を除く。)	年間平均値が1.0pg - T E Q / L以下であること。
水底の底質	150pg - T E Q / g以下であること。
土 壌	1,000pg - T E Q / g以下であること。
備考	<p>1 基準値は2, 3, 7, 8 - 四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。</p> <p>2 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。</p> <p>3 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。</p> <p>4 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。</p> <p>5 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。</p> <p>6 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg - T E Q / g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。</p>

表48 ダイオキシン類モニタリング調査結果

公共用水域

(平成17年度)

No.	水 域 名	調査地点名	ダイオキシン類		備 考
			公共用水域水質 (pg-TEQ/L)	公共用水域底質 (pg-TEQ/g)	
1	笹内川	笹内橋	0.067	0.23	
2	追良瀬川	追良瀬橋	0.066	0.23	
3	中村川	中村橋	0.19	0.91	
4	岩木川	田の尻橋	0.076	0.24	
5		乾橋	0.15	0.83	国土交通省分
6		岩木川河口	0.27	2.1	国土交通省分
7	新十川	湊橋	0.33	0.27	
8	旧十川	鳴戸橋	0.45	6.6	
9	金木川	蒔田橋	0.23	0.42	
10	山田川	新小戸六ダム	0.085	6.5	
11		車力橋	0.27	11	
12	今別川	あすなる橋	0.11	0.35	
13	新城川	戸建沢橋	0.095	0.24	
14		新井田橋	0.11	2.1	
15	堤川	荒川橋	0.15	0.24	
16	駒込川	駒込川頭首工	0.38	0.38	
17	浅虫川	鉄橋下	0.070	2.5	
18	小湊川	雷電橋	0.076	2.5	
19	境川	河口	0.066	0.24	
20	新田名部川	むつ大橋	0.075	1.6	
21	小荒川	小荒川橋	0.066	0.24	
22	川内川	矢櫃大橋	0.066	0.23	
23	七戸川	上野	0.081	2.6	国土交通省分
24	古佐井川	古佐井橋	0.066	0.23	
25	小坪川	坪川流入前	0.066	0.23	
26	姉沼川	姉沼橋	0.12	0.40	
27	古間木川	第二境橋	0.21	1.2	
28	奥入瀬川	馬門橋	0.067	0.26	
29		幸運橋	0.11	0.25	
30	五戸川	戌橋	0.089	0.26	
31		尻引橋	0.31	0.33	
32	馬淵川	梅泉橋	0.075	0.30	
33		尻内橋	0.19	0.61	国土交通省分
34		大橋	0.080	0.90	国土交通省分

(平成17年度)

No.	水 域 名	調査地点名	ダイオキシン類		備 考
			公共用水域水質 (pg-TEQ/L)	公共用水域底質 (pg-TEQ/g)	
35	熊原川	留ヶ崎橋	0.090	0.26	
36	浅水川	なかの橋	0.14	0.24	
37	新井田川	鷹巣橋	0.070	0.28	
38		塩入橋	0.073	0.60	
39	小川原湖	姉沼中央	0.085	14	
40		内沼中央	0.069	16	
41		C・姉沼川前面	0.072	26	国土交通省分
42		H・小川原湖総合観測所	0.070	15	国土交通省分
43	浅瀬石川ダム貯水池	ダムサイト	0.072	2.0	国土交通省分
44	十和田湖	5 中央	0.067	2.5	
45	津軽半島北側海域	今別 1 km沖	0.066	0.25	
46	陸奥湾	青森湾中央	0.066	1.3	
47		陸奥湾中央	0.066	0.95	
48		野辺地湾中央	0.066	0.60	
49		大湊湾中央	0.066	0.65	
50	下北半島北側海域	大畑 1 km沖	0.066	0.26	
51	東通り海域	砂ヶ森 1 km沖	0.065	0.26	
52	八戸前面海域	9 北沼前面	0.067	0.26	
53		13北沼前面	0.067	0.27	
環 境 基 準			1	150	

地下水

(平成17年度)

	調査地点所在地	ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)	
		地下水	環境基準
1	青森市橋本	0.014	1.0
2	外ヶ浜町三厩	0.014	
3	蓬田村蓬田	0.014	
4	弘前市若葉	0.018	
5	弘前市大久保	0.014	
6	黒石市元町	0.014	
7	平川市大光寺	0.014	
8	五所川原市広田	0.018	
9	つがる市稲垣町豊川	0.018	
10	中泊町中里	0.014	
11	八戸市吹上	0.014	
12	八戸市河原木	0.014	
13	南部町鳥舌内	0.014	
14	十和田市東十三番町	0.014	
15	三沢市南山	0.015	
16	七戸町字町	0.014	
17	むつ市小川町	0.014	
18	東通村小田野沢	0.014	
19	大間町大間	0.014	

土壌

(平成17年度)

区 分		調査地点所在地	ダイオキシン類 (pg-TEQ / g)	
			土 壌	環境基準
一 般 環 境	1	南部町大字苦米地	1.5	1,000
	2	鶴田町大字廻堰	4.6	
	3	板柳町太田	0.12	
	4	南部町大字下名久井	0.13	
	5	西目屋村田代	0.12	
	6	十和田市大字奥瀬	0.14	
	7	中泊町大字小泊	0.026	
	8	五所川原市相内	0.49	
	9	つがる市柏広須	0.81	
	10	つがる市稲垣町豊川	0.24	

表49 環境ホルモン調査結果 (水質)

(平成17年度) (単位:  $\mu\text{g/L}$ )

No.	化学物質名	河川										検出下限値	
		岩木川 上岩木橋	馬淵川 名久井橋	堤川 甲田橋	新井田川 堀入橋	田名部川 下北橋	新十川 湊橋	五戸川 尻引橋	沖館川 沖館橋	野辺地川 野辺地橋			
1	4-t-オクチルフエノール	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01
2	ノニルフエノール	ND	ND	ND	ND	0.05	ND	0.04	ND	ND	ND	ND	0.03
3	ノニルフエノールエトキシレート n = 1 ~ 4 n 5	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.2
4	ビスフェノールA	ND	ND	ND	ND	0.01	ND	0.03	ND	ND	ND	ND	0.01
5	トリブチルスズ	ND	ND	ND	ND	0.002	ND	0.004	ND	ND	ND	ND	0.001
6	トリフェニルスズ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001
7	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.5
8	アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01
9	フタル酸ジ-n-ブチル	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.5

No.	化学物質名	海域										検出下限値	
		湖沼 小川原湖 中央	陸奥湾 野辺地湾中央 堤川河口1km沖		日本海 今別沖1km沖 大湊湾中央		津軽海峡 大畑1km沖	太平洋 北沼前面					
1	4-t-オクチルフエノール	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01
2	ノニルフエノール	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.03
3	ノニルフエノールエトキシレート n = 1 ~ 4 n 5	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.2
4	ビスフェノールA	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.2
5	トリブチルスズ	ND	ND	ND	ND	0.004	ND	0.001	ND	ND	ND	ND	0.001
6	トリフェニルスズ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001
7	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.5
8	アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01
9	フタル酸ジ-n-ブチル	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.5

(注) ND: 検出下限値未滿

表50 環境ホルモン調査結果 (底質)

(平成17年度) (単位:  $\mu\text{g} / \text{kg} \cdot \text{dry}$ )

No.	化学物質名	河										川				検出下限値				
		岩木川		馬淵川		堤川		新井田川		田名部川		新十川		五戸川			沖館川		野辺地川	
		上岩木橋	名久井橋	名久井橋	名久井橋	甲田橋	甲田橋	塩入橋	塩入橋	下北橋	下北橋	湊橋	湊橋	尻引橋	尻引橋		沖館橋	沖館橋	野辺地橋	野辺地橋
1	4-t-オクチルフエノール	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	1
2	ノニルフエノール	ND	ND	11	42	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	3
3	ノニルフエノールエトキシレート	n = 1 ~ 4		ND	ND	ND	ND	100	820	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	240	ND	10
		n = 5		ND	ND	ND	ND	24	55	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	20
4	ビスフェノールA	ND	ND	ND	7	ND	ND	7	9	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	1
5	トリブチルスズ	ND	ND	0.3	3.8	ND	ND	0.3	4.5	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.1
6	トリフェニルスズ	ND	ND	0.4	ND	ND	ND	0.4	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.1
7	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	ND	ND	120	1300	ND	ND	120	2900	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	43	ND	25
8	アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	10
9	フタル酸ジ-n-ブチル	ND	ND	ND	93	ND	ND	93	84	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	25

No.	化学物質名	湖沼										海						域		川		検出下限値		
		小川原湖		中央		野辺地湾中央		陸奥湾		大湊湾中央		今別沖 1km沖		日本海		津軽海峡		太平洋		北沼前面				
		堤川河口 1km沖	堤川河口 1km沖	野辺地湾中央	野辺地湾中央	野辺地湾中央	野辺地湾中央	野辺地湾中央	野辺地湾中央	野辺地湾中央	野辺地湾中央	野辺地湾中央	野辺地湾中央	野辺地湾中央	野辺地湾中央	野辺地湾中央	野辺地湾中央	野辺地湾中央	野辺地湾中央	野辺地湾中央	野辺地湾中央		野辺地湾中央	
1	4-t-オクチルフエノール	2	32	3	180	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	1
2	ノニルフエノール	31	23	56	7	2.4	0.5	7.5	0.3	0.4	0.2	0.1	0.1	25	10	20	1	3	10	20	1	1	3	10
3	ノニルフエノールエトキシレート	n = 1 ~ 4		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	25
		n = 5		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	10
4	ビスフェノールA	3.9	0.2	230	ND	32	240	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	25
5	トリブチルスズ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	10
6	トリフェニルスズ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	10
7	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	10
8	アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	10
9	フタル酸ジ-n-ブチル	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	25

(注) ND: 検出下限値未満

表51 平成17年度P R T R届出排出量・移動量（平成16年分）

物質番号	対象物質名称 物質名	排出量 (kg/年；ダイオキシン類はmg-TEQ/年)					移動量 (kg/年；ダイオキシン類はmg-TEQ/年)			排出・ 移動量 合計
		大気	公共用水域	土壌	埋立	合計	廃棄物 移動	下水道 への移動	合計	
1	亜鉛の水溶性化合物	787	4,050	0	0	4,837	2,440	0	2,440	7,277
2	アクリルアミド	0	0	0	0	0	1,800	0	1,800	1,800
3	アクリル酸	0	0	0	0	0	1,610	0	1,610	1,610
4	アクリル酸エチル	0	0	0	0	0	950	0	950	950
6	アクリル酸メチル	0	0	0	0	0	590	0	590	590
7	アクリロニトリル	1,500	0	0	0	1,500	210	0	210	1,710
12	アセトニトリル	0	0	0	0	0	5,800	0	5,800	5,800
16	2-アミノエタノール	850	380	0	0	1,230	23,400	0	23,400	24,630
24	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。）	0	3,300	0	0	3,300	0	0	0	3,300
25	アンチモン及びその化合物	74	0	0	0	74	2,069	0	2,069	2,143
30	ビスフェノールA型エポキシ樹脂（液状のものに限る）	0	0	0	0	0	11,900	0	11,900	11,900
37	E P N	0	367	0	0	367	0	0	0	367
40	エチルベンゼン	55,000	0	0	0	55,000	12,144	0	12,144	67,144
43	エチレングリコール	0	142,211	190,000	0	332,211	63,100	0	63,100	395,311
45	エチレングリコールモノメチルエーテル	4	0	0	0	4	0	0	0	4
60	カドミウム及びその化合物	80	67	0	0	147	0	0	0	147
63	キシレン	103,640	0	0	0	103,640	19,626	0	19,626	123,266
66	グルタルアルデヒド	0	140	0	0	140	0	0	0	140
68	クロム及び三価クロム化合物	484	92	0	0	576	2,480	0	2,480	3,056
69	六価クロム化合物	0	104	0	0	105	641	2	643	748
90	シマジン	0	1	0	0	1	0	0	0	1
91	塩化アリル	650	0	0	0	650	0	0	0	650
93	クロロベンゼン	4,900	0	0	0	4,900	40,000	0	40,000	44,900
95	クロロホルム	25,000	7,700	0	0	32,700	0	0	0	32,700
100	コバルト及びその化合物	0	3	0	0	3	180	0	180	183
108	無機シアン化合物（錯塩及びシアン酸塩を除く。）	150	258	0	0	408	220	1	221	629
110	チオベンカルブ	0	6	0	0	6	0	0	0	6
112	四塩化炭素	0	4	0	0	4	0	0	0	4
116	1, 2-ジクロロエタン	0	1	0	0	1	0	0	0	1
117	塩化ビニリデン	0	5	0	0	5	0	0	0	5
118	cis- 1, 2-ジクロロエチレン	0	10	0	0	10	0	0	0	10
132	H C F C - 141 b	1,400	0	0	0	1,400	0	0	0	1,400
137	D - D	0	1	0	0	1	0	0	0	1
144	H C F C - 225	650	0	0	0	650	0	0	0	650
145	塩化メチレン	15,200	8	0	0	15,208	6,690	0	6,690	21,898
175	水銀及びその化合物	1	1	0	0	3	0	0	0	3
176	有機スズ化合物	0	0	0	0	0	120	0	120	120
177	スチレン	440	0	0	0	440	15	0	15	455
178	セレン及びその化合物	7	3	0	0	10	0	0	0	10
179	ダイオキシン類	1332.665	20.43663122	0.00000043	823.18067	2176.282302	17784.2538	0	17784.2538	19960.5361
199	クロロタロニル	0	49	0	0	49	760	0	760	809
200	テトラクロロエチレン	0	8	0	0	8	0	0	0	8
204	チウラム	0	2	0	0	2	0	0	0	2
207	銅水溶性塩（錯塩を除く。）	86	262	0	0	348	0	0	0	348
209	1, 1, 1-トリクロロエタン	0	212	0	0	212	0	0	0	212
210	1, 1, 2-トリクロロエタン	0	2	0	0	2	0	0	0	2
211	トリクロロエチレン	0	9	0	0	9	51	0	51	60
224	1, 3, 5-トリメチルベンゼン	1,483	0	0	0	1,483	11	0	11	1,494
227	トルエン	97,411	0	0	0	97,411	79,087	0	79,087	176,498
230	鉛及びその化合物	5,500	835	0	15	6,350	893	0	893	7,243
231	ニッケル	2	21	0	0	23	3,400	1	3,401	3,425
232	ニッケル化合物	1,514	130	0	0	1,644	1,060	6	1,066	2,709
252	砒素及びその無機化合物	310	58	0	0	368	0	0	0	368
253	ヒドラジン	0	0	0	0	0	950	0	950	950
266	フェノール	2,000	0	0	0	2,000	0	0	0	2,000
269	フタル酸ジ-n-オクチル	0	0	0	0	0	67	0	67	67
272	フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）	0	0	0	0	0	6,050	0	6,050	6,050
273	フタル酸n-ブチル=ベンジル	0	0	0	0	0	46	0	46	46
283	ふっ化水素及びその水溶性塩	182	29,652	0	0	29,834	3,000	84	3,084	32,918
299	ベンゼン	5,004	3	0	0	5,007	10	0	10	5,016
304	ほう素及びその化合物	8	68,570	0	0	68,578	520	0	520	69,098
306	P C B	0	2	0	0	2	0	0	0	2
309	ポリ（オキシエチレン）=ノニルフェニルエーテル	18	1	0	0	19	1,402	0	1,402	1,421
310	ホルムアルデヒド	0	4	0	0	4	200	0	200	204
311	マンガン及びその化合物	288	5,523	0	0	5,811	85,060	0	85,060	90,871
314	メタクリル酸	0	0	0	0	0	560	0	560	560
346	モリブデン及びその化合物	0	10	0	0	10	3,938	0	3,938	3,948
354	りん酸トリ-n-ブチル	0	0	0	0	0	14,000	0	14,000	14,000
	合計	324,623	264,068	190,000	16	778,707	397,050	94	397,144	1,175,851

9 その他公害関係

表52 公害防止協定等の締結状況

(平成18年3月31日現在)

地方公共団体等名	企業名	業種	締結年月日 (改定年月日)	規制対象項目							
				大気	水質	騒音	振動	悪臭	廃棄物	その他	
青森県・八戸市	東北電力(株)八戸火力発電所	電気等供給	52.4.23(8.3.29)								
"	三菱製紙(株)八戸工場	紙・パルプ	53.11.11(16.6.4)								
"	八戸製鉄(株)八戸製錬所	非鉄金属	53.11.11(15.5.16)								
"	八戸セメント(株)	窯業・土石	"(8.3.29)								
"	大平洋金属(株)	鉄鋼	"(15.5.16)								
"	日東石膏ボード(株)	窯業・土石	"(8.3.29)								
"	東北東京鉄鋼(株)	鉄鋼	"(15.11.26)								
"	コープケミカル(株)八戸工場	化学	58.4.14(8.3.29)								
"	東北グレーンターミナル(株)他5社	飼料製造	56.7.14( " )								
"	大平洋金属(株)八戸製造所北沼工場	鉄鋼	56.3.10( " )								
"	(株)大平洋エネルギーセンター	電気等供給	12.7.19								
青森県・三沢市	住友化学工業(株)三沢工場	化学	51.7.15(9.5.23)								
青森県・六ヶ所村	むつ小川原石油備蓄(株)	石油備蓄	58.8.30(15.12.15)								
"	日本原燃(株)	非鉄金属	3.8.20(10.7.29)								
"	エーアイエス(株)	電子部品製造	13.3.30(16.7.21)								
青森市	新和生コン(株)	窯業・土石	16.6.7(16.11.29)								
青森市(旧浪岡町)	(株)タムロン	機械	59.3.1								
"	有馬 忠彦	産業廃棄物処理	12.8.9								

地方公共団体等名	企業名	業種	締結年月日 (改定年月日)	規制対象項目						
				大気	水質	騒音	振動	悪臭	廃棄物	その他
弘前市(旧岩木町)	(株)津軽カントリークラブ	(株)津軽カントリークラブ	2.11.22(3.10.28)							
八戸市	合同酒精(株)八戸工場	飲料	46.7.9(53.10.31)							
"	住金鉱業(株)	窯業・土石	48.6.20( " )							
"	八戸石材企業組合	"	49.3.29( " )							
"	泉山興業(株)	"	"							
"	東北建材産業(株)	"	"							
"	中村砕石工業(株)	"	"							
"	日産石材工業(株)	"	"							
"	(有)田中石灰タンカル工業	"	49.5.8(53.10.31)							
"	(有)三和石灰礦業所	"	"							
"	高周波鑄造(株)	鉄鋼	50.2.21(9.3.1)							
"	アルバックマテリアル(株)東北事業所	非金属	60.7.31							
"	エムアールシーユニテック(株)	化学	61.10.7(10.10.1)							
"	階上キューピー(株)	食料	63.11.28							
"	北日本鍍金(株)	金属	2.2.26							
"	シチズン・ディスプレイス(株)	機械	4.3.23							
"	東北古河電工(株)八戸工場	"	6.6.23							
"	東北エス・イー・アイ(株)	"	6.12.16							
"	(株)極東開発東北	輸送用機械器具製造業	11.2.15							
"	多摩川精機(株)八戸事業所	精密機械製造業	12.11.1							
"	エプソンアトミック(株)	窯業	13.1.22							

地方公共団体等名	企業名	業種	締結年月日 (改定年月日)	規制対象項目								
				大気	水質	騒音	振動	悪臭	廃棄物	その他		
八戸市	青森県化学工業協同組合	動物油脂製造業	15.9.4									
"	三共理化学工業(株)八戸工場	"	"									
"	アルバックテクノ(株)八戸事業所	金属製品製造業	15.10.31									
吹上地区住民	宝幸水産(株)	食料品	61.9.27									
桔梗野連合町内会	"	"	61.5.7									
八戸市(旧南郷村)	県南石材(有)	窯業・土石	49.3.29									
( " )	三浦商店建材部	"	"									
( " )	株式会社キカンパニー	畜産農業	59.9.1									
( " )	大平洋金属(株)	鉄鋼	5.4.1									
( " )	(株)ノザワ	産業廃棄物処理	7.6.30(8.1.31)									
( " )	北砲興発(株)	窯業・土石	8.7.31									
( " )	中当建設(株)	産業廃棄物処理	14.3.13									
十和田市	(株)ヤマシヨウフーズ東北事業部青森工場	食料加工業	16.6.28									
"	上北農産加工農業協同組合	"	52.11.15									
"	十和田地区食肉処理事務組合	と畜場	52.11.16									
"	農事組合法人川村養豚組合	と畜産	52.11.18									
"	山端農事実行組合	"	63.8.8									
"	(有)みのる養豚	"	"									
"	(有)ふなばやし農業	"	"									
"	(有)布名林畜産	"	"									
"	(有)高橋養豚	"	"									

地方公共団体等名	企業名	業種	締結年月日 (改定年月日)	規制対象項目						
				大気	水質	騒音	振動	悪臭	廃棄物	その他
十和田市	中野卓	畜産	63.8.8							
"	みちのく国際ゴルフ倶楽部	ゴルフ場	"							
"	農事組合法人十和田土壌改良	肥料製造業	6.8.26(9.10.3)							
"	エムエス(株)	機械器具製造業	12.12.14							
"	(有)タカホ農場	畜産	13.4.13							
三沢市	(株)附田生コン	(株)附田生コン	51.6.25							
"	日立電線(株)	日立電線(株)	6.8.26							
"	(有)東北ファーム	(有)東北ファーム	52.6.15(2.12.10)							
"	(株)川賢 谷地頭農場	(株)川賢 谷地頭農場	60.11.1(4.6.20)							
"	(株)川賢 高野沢農場	(株)川賢 高野沢農場	4.2.5(4.7.10)							
"	農事組合法人三沢農場	農事組合法人三沢農場	60.11.1( " )							
"	第一プロイラー(株)細谷工場	第一プロイラー(株)細谷工場	63.10.27							
"	第一プロイラー(株)三沢工場	第一プロイラー(株)三沢工場	61.3.22							
"	スターゼン(株)	スターゼン(株)	8.2.28(11.3.31)							
三沢市・六ヶ所村	農事組合法人川村農場	農事組合法人川村農場	15.9.14							
三沢市・朝日町内会	(有)川村商会	(有)川村商会	14.5.24							
朝日町内会	第一プロイラー(株)朝日農場	第一プロイラー(株)朝日農場	52.11.30							
むつ市	日本ホワイトファーム(株)	日本ホワイトファーム(株)	62.6.4(11.4.1)							
"	日本ピュアフード(株)	日本ピュアフード(株)	11.4.1							
つがる市(旧木造町)	(有)木村畜産	(有)木村畜産	7.11.1							
平川市	青森リバーテック(株)	機械	59.3.1							

地方公共団体等名	企業名	業種	締結年月日 (改定年月日)	規制対象項目									
				大気	水質	騒音	振動	悪臭	廃棄物	その他			
平川土地改良区	青森リバーテクノ(株)	機械	12.8.9										
平川内水面漁業協同組合	平川市	一般廃棄物処理	61.12.1(16.1.5)										
平内町	エビハラスポーツマン(株)	エビハラスポーツマン(株)	4.7.31										
鯉ヶ沢町	(株)コクド	(株)コクド	3.9.7										
藤崎町	(株)トキワ繊維	(株)トキワ繊維	60.11.22										
"	新和コンクリート工業(株)	新和コンクリート工業(株)	62.5.11										
"	東北トヨクニ機電(株)	東北トヨクニ機電(株)	6.8.31										
藤崎町(旧常盤村)	(株)青森アステック・リーテック青森	青森アステック・リーテック青森	50.1.28										
"( " )	東北ポリマー(株)	東北ポリマー(株)	49.7.17										
大鰐町	青森ロイヤル(株)	青森ロイヤル(株)	58.12.8										
"	(有)塩谷自動車商会	産業廃棄物処理	5.1.27										
"	平賀町	一般廃棄物処分場	"										
野辺地町	サントリー(株)	食料品	62.8.10										
"	日本ホワイトファーム(株)東北生産部	肥料製造業	16.6.28										
七戸町	(株)コーケンフーズ	食料品	10.10.16										
"	県畜産農業協同組合連合会	畜産農業	10.7.1										
七戸町(旧天間林村)	青森木材防腐(株)	木材・木製品	50.11.1										
中野川流域公害対策委員会	"	"	51.2.28										
おいらせ町	第一プロイラー(株)	食料品	47.1.30(15.12.5)										
"	ハイモ(株)	化学	53.3.31(15.12.1)										
"	日本フードパッカー(株)	食料品	53.7.28(15.4.1)										

地方公共団体等名	企業名	業種	締結年月日 (改定年月日)	規制対象項目						
				大気	水質	騒音	振動	悪臭	廃棄物	その他
おいらせ町	城内水産(株)	食料品	2.9.6							
"	日本ピュアフード(株)	"	8.2.16(15.11.28)							
"	(株)オリワン	"	17.5.16							
"	(株)リムテック百石工場	基盤製造業	17.11.1							
"	大石産業(株)	紙・パルプ	57.7.29							
"	(株)東北鶏卵外6農場	畜産業	57.8.25							
"	セイナン工業(株)	窯業・土石	55.6.10							
"	三ツ和食品(株)	食料品	58.6.10							
"	東北容器工業(株)	紙・パルプ	59.10.23							
"	(有)シモダファーム	畜産業	5.9.20							
"	青森天狗食品(株)	食料品	6.4.28							
"	(有)オーガニックカンパニー	農業	12.8.9							
"	下田タウン(株)	電気等供給	"							
"	インターファーム(株)	畜産業	12.9.1							
六戸町	佐藤製線販売(株)	鉄鋼	52.4.11							
"	三本木畜産農業協同組合	畜産業	54.4.20							
"	社会福祉法人楽晴会	老人福祉事業	54.11.25							
"	第一プロイラー(株)	畜産業	52.11.15							
"	(株)日産合同新車センター	自動車卸売業	52.9.13(54.12.25)							
"	六戸町農業協同組合	各種商品小売業	54.8.20							
"	学校法人小椋山学園	教育	52.7.16							

地方公共団体等名	企業名	業種	締結年月日 (改定年月日)	規制対象項目						
				大気	水質	騒音	振動	悪臭	廃棄物	その他
六戸町	平和運送(株)・(有)みちのく産商	石油卸売業	54.3.20							
"	インタースタッフ(株)	畜産農業	60.3.2							
"	(有)小関類興商事	食料品	"							
"	六戸温泉	浴場	57.11.11							
"	ファミリープラザ六戸	食料品	54.11.28							
"	吉田 照美	集団処理浄化槽設置者代表	57.8.23							
"	晴ヶ丘老人ホーム	老人福祉事業	54.4.17							
"	高清水養豚組合	畜産	62.3.25							
"	尾形精肉店	"	元.11.20							
"	小野 一二	"	54.1.17							
"	下田 勇一	"	54.6.27							
"	館 富雄	"	54.7.20							
"	山内 秀美	"	54.8.15							
"	苔米地良金	"	54.9.5							
"	角田 隆一	"	55.7.31							
"	武田 彰	"	55.11.29							
"	佐藤 征雄	"	58.4.22							
"	川村 與五郎	"	57.3.19							
"	折茂良質葉生産組合	たばこ生産	56.10.19							
"	沖山良質葉生産組合	"	"							
"	下吉田良質葉生産組合	"	"							

地方公共団体等名	企業名	業種	締結年月日 (改定年月日)	規制対象項目								
				大気	水質	騒音	振動	悪臭	廃棄物	その他		
六戸町	川村昭次郎	畜産	54.1.17									
"	沖沢政太郎	"	54.4.17									
"	漆畑 貞治	"	54.5.15									
"	吉田 長作	"	54.8.13									
"	附田 岩夫	"	54.11.19									
"	下林 栄	"	54.12.14									
"	小向 重雄	"	55.3.25									
"	今泉 勝博	"	55.8.4									
"	高橋 博美	"	56.4.10									
"	山優建材(株)	産業廃棄物処理	6.12.21									
"	大昇産業(株)	産業廃棄物処理業	15.4.2									
姉沼土地改良区	(有)小関颯興商事	食料品	49.									
中堰用水申し合せ組合	(有)宮崎養鶏場	畜産	54.12.22									
今熊堰申し合せ水利組合	第一油化(株)	化学	53.12.7									
横浜町	日本スワイン農場(株)横浜農場	畜産	61.2.25(10.11.19)									
"	日本ホワイトファーム(株)東北食品工場	食品	63.7.20(11.4.1)									
"	" 養鶏農場	畜産	61.2.25( " )									
"	" 鶏糞農場	肥料	6.2.17									
"	日本ピュアフード食材(株)青森プラント	食品	10.11.5									
東北町(旧上北町)	(株)食品工業	食品調味料製造	16.3.31									
東北町	青森県経済農業協同組合連合会	食料品	元.4.1									

地方公共団体等名	企 業 名	業 種	締結年月日 (改定年月日)	規制対象項目								
				大 気	水 質	騒 音	振 動	悪 臭	廃棄物	その他		
六ヶ所村	青森宝栄工業(株)	機 械	63.5.17									
"	(株)永木精機	"	2.12.1									
"	東北デバイス(株)	"	18.3.31									
東通村	三菱マテリアル(株)	窯業・土石	54.7.30									
"	日鉄鉱業(株)尻屋鉱業所	業	55.7.22									
"	日鉄鉱業(株)化成品事業部青森工場	"	4.4.1									
三戸町	(有)ハイランド牧場	畜産農業	60.3.15(9.3.27)									
"	インターファーム(株)三戸農場	"	60.6.19(9.12.24)									
"	(有)留目孵化場	"	63.11.25									
五戸町	(株)阿部繁孝商店	食料品	63.3.9									
"	第一プロライナー(株)	"	元.7.27									
"	五戸電子工業(株)	機 械	63.3.1									
"	竹崎縫製(有)	衣服・織維	2.5.25									
"	(株)十文字チキンカンパニー	食料品	4.7.13									
"	(有)東日本環境開発	産業廃棄物処理	6.6.8									
"	(有)ソフトラインライフ五戸	"	6.12.9									
"	(株)川村土木	木建設業	8.11.1									
"	(有)横町建材	砕石業	"									
五戸町(旧倉石村)	十和田地域広域事務組合	一般廃棄物最終処分場	2.6.20									
( " )	(有)東北グローイング	畜産農業	2.4.1									
( " )	布施 正志	"	3.1.21									

地方公共団体等名	企業名	業種	締結年月日 (改定年月日)	規制対象項目							
				大気	水質	騒音	振動	悪臭	廃棄物	その他	
五戸町(旧倉石村)	川村土木(株)	建設業	13.12.11								
田子町	(株)阿部繁孝商店	食料品	57.4.20								
"	"	畜産農業	3.10.14								
"	福田 信雄	"	14.7.16								
階上町	桑原 裕	畜産農業	62.6.11(元.7.20)								
"	(有)代フアーム	"	63.8.20								
"	(有)八戸フアーム	"	63.10.18								
"	階上キューピーエイト株式会社	食料品	63.11.26								
"	合名会社福井酒造店	"	元.8.28								
"	百目木和俊	畜産農業	元.8.24								
"	(株)清掃センター	産業廃棄物処理	3.2.12								
"	大平洋金属(株)	"	3.7.19(16.7.21)								
"	キューピーターマゴ(株)	食料品	4.10.15								
"	八戸炭酸カルシウム(株)	土石製造業	2.12.15								
"	(有)中豊建設	産業廃棄物処理	13.6.26								
南部町	(株)アイケン	産業廃棄物処理	13.11.22								
"	(有)東北有機	肥料製造	14.2.5								
"	アセス青森(有)	産業廃棄物処理	8.4.12								

表53 食品中の残留農薬等調査結果

## 1 検査品目及び検体数

(平成17年度)

食品名	検体数	不適件数
かぶ	4	0
ラディッシュ	1	0
ばれいしょ	3	0
ねぎ	5	0
にんじん	5	0
だいこん	5	0
ながいも	11	0
玄米	5	0
りんご	15	0
いちご	5	0
トマト	6	0
ほうれん草	6	0
レタス	6	0
とうもろこし	6	0
ぶどう	6	0
きゅうり	6	0
はくさい	6	0
キャベツ	6	0

## 2 検出した農薬

(平成17年度)

分類	農薬類	食品名	検出濃度 (ppm)	食品衛生法規格基準 (ppm以下)
有機塩素系	キャプタン	りんご	0.02	5.0
	エンドスルファン	いちご	0.07	0.5
有機リン系	トルクロホスメチル	にんじん	0.02	2.0
	フェントロチオン	にんじん	0.03	0.2
	チオベンカルブ	かぶ	0.03	-
	マラチオン	いちご	0.15	0.5
有機窒素系	デフフェンピラド	いちご	0.04	1
	メプロニル	玄米	0.04	2.0
		ほうれん草	0.07	1.0
	ミクロブタニル	きゅうり	0.02	1.0
	レナシル	ほうれん草	0.04	0.3
カーバメイト系	カルバリル	りんご	0.03	1.0
ピレスロイド系	フェンプロパトリン	りんご	0.03~0.05	5
	アクリナトリン	いちご	0.21	2
	シペルメトリン	ぶどう	0.07	2.0
その他	クレソキシムメチル	りんご	0.02~0.03	5
		いちご	0.05	5
		ぶどう	0.04~0.62	15
	クロルフェナピル	トマト	0.02	-
	ヘキサコナゾール	りんご	0.05	0.5
	メタラキシル	きゅうり	0.15~0.25	-
		ほうれん草	0.04	-
	メパニピリム	いちご	0.10	10
		トマト	0.06	5

3 食肉及びホタテガイの有機塩素系農薬

(平成17年度結果)

検体名	検体数	総DDT	ディルドリン	エンドリン	ヘプタクロル(ヘプタクロルエポキシドを含む)
牛肉	8	ND	ND	-	ND
豚肉	8	ND	ND	-	ND
鶏肉	8	ND	ND	-	ND
ホタテガイ	5	ND	ND	ND	ND
定量下限値(μg/g)		0.0025	0.0025	0.0025	0.0013

(注) ND：定量下限未満

4 ホタテガイの有機スズ化合物

(平成17年度結果)

検体名	ジブチルスズ	トリブチルスズ	トリフェニルスズ
ホタテガイ	0.034	ND	ND
ホタテガイ	ND	ND	ND
ホタテガイ	ND	ND	ND
ホタテガイ	0.038	ND	ND
ホタテガイ	0.034	ND	ND
定量下限値(μg/g)	0.02	0.02	0.02

(注) ND：定量下限未満

5 魚介類の水銀

(平成17年度結果)

検体名	総水銀値 (ppm)
真いわし	0.028
あんこう	0.061
アブラメ	0.063
ソイ	0.106
タイ	0.082
暫定規制値	*1
定量下限値	0.005

\*1 水銀の暫定規制値は総水銀として0.4ppm (ただし、マグロ類 (マグロ、カジキ及びカツオ) 及び内水面水域の河川産の魚介類については適用しない)

表54 公害防止管理者等選任届出状況

平成18年3月31日現在

業種	特定工場	公害防止統括者	公害防止主任管理者	公害防止管理										ダイオキシン関係			
				大気		水質		騒音		粉じん		振動	関係				
				第1種	第2種	第3種	第4種	第1種	第2種	第3種	第4種				関係	関係	
食料品・飲料・飼料・たばこ	14	14(13)					12(6)					4(3)					
衣服・その他の繊維製品	1	1(0)				1(0)						1(0)					
木材・木製品(家具を除く)	1					1(0)											
パルプ・紙・紙加工品	2	2(2)	1(1)			1(0)			1(1)								1(1)
化学工業	3	3(3)	1(1)			1(1)			1(1)			1(1)					
石油製品・石炭製品	20	4(2)				3(2)	17(14)								10(9)		
プラスチック製品	11	1(1)					11(9)								6(6)		
窯業・土石製品	58	23(22)				1(1)	3(3)	4(3)		1(1)			1(0)		52(29)		
鉄鋼業	21	4(3)	1(1)			2(2)	2(0)					1(1)			18(10)		1(1)
非鉄金属	2	2(2)	1(1)			1(1)				1(1)	1(1)				1(1)		1(1)
金属製品																	
一般機械器具	3	1(1)									3(1)						
電気機械器具	1	1(1)							1(1)								
電子部品・デバイス	1	1(1)						1(1)									
精密機械器具	7	7(5)															
電気供給業	5	5(5)				2(2)	2(1)										
ガス供給業	1						1(1)										
その他の	2	2(2)				0(2)									1(1)		
合計	153	71(63)	4(4)			2(2)	12(13)	55(37)	4(4)	13(8)	2(2)	8(5)			88(56)		3(3)

(注) ( ) は公害防止管理者等の代理者数。

## 10 上 水 道

表55 水道普及状況

(平成17年3月31日現在)

行政区域内人口	計画給水人口	現在給水人口	水道普及率
1,438,010人	1,644,116人	1,398,584人	97.3%

表56 県内水道水源別取水量

(平成17年3月31日現在) (千 $m^3$ /年)

水 源		水道種別		
		上 水 道	簡 易 水 道	計
表 流 水	自 流 水	67,623 41.4%	2,427 25.1%	70,050 40.5%
	ダ ム	35,528 21.7%	- 0.0%	35,528 20.5%
	小 計	103,151 63.1%	2,427 25.1%	105,578 61.0%
地 下 水		51,053 31.2%	5,371 55.5%	56,424 32.6%
湧 水 等		9,280 5.7%	1,880 19.4%	11,160 6.4%
計		163,484 100%	9,678 100%	173,162 100%

## 11 下 水 道

表57 下水道終末処理場整備状況

管理者名	処 理 場 名	処理能力 (m <sup>3</sup> /日、日最大)		流入水量 m <sup>3</sup> /日 (日最大)	放 流 水 域
		認可計画	現況		
青 森 県	岩木川浄化センター	112,750	102,500	80,990	岩木川水系平川
	馬淵川浄化センター	41,200	24,000	14,849	八戸第二工業港
	十和田湖浄化センター	8,710	7,275	2,253	奥入瀬川
青 森 市	八重田浄化センター	138,100	93,100	79,667	陸奥湾
	新田浄化センター	52,800	26,400	13,510	陸奥湾
弘 前 市	弘前市下水処理場	53,100	53,100	38,350	岩木川水系平川
	湯口浄化センター	1,100	1,100	912	岩木川水系棚内川
八 戸 市	東部終末処理場	87,500	50,000	43,646	八戸第一工業港
	旭ヶ丘住宅団地汚水処理場	1,480	1,480	868	松山都市下水路
	是川住宅団地汚水処理場	2,210	2,210	879	新井田川
五所川原市	五所川原市浄化センター	17,310	13,290	12,830	岩木川水系旧十川
	相内地区浄化センター	700	700	146	相内川
十 和 田 市	十和田下水処理場	19,750	19,750	14,770	奥入瀬川
	焼山浄化センター	656	656	83	奥入瀬川
三 沢 市	三沢市浄化センター	16,040	13,175	5,994	三沢川
む つ 市	むつ下水浄化センター	3,470	1,735	1,097	新田名部川
	大畑浄化センター	2,400	1,200	238	農業用排水路
	川内浄化センター	1,640	1,250	1,018	川内川
	脇野沢浄化センター	900	900	403	辰内川
つ がる 市	木造浄化センター	4,020	2,020	1,457	中の川
	富苑浄化センター	1,300	650	374	農業用排水路
平 川 市	碓ヶ関浄化センター	1,500	750	566	農業用排水路
平 内 町	平内浄化センター	2,000	1,000	-	小湊川
外 ヶ 浜 町	平館浄化センター	1,100	1,100	35	陸奥湾
	三厩浄化センター	800	800	-	古川川
鱒 ヶ 沢 町	鱒ヶ沢浄化センター	2,500	1,250	340	中村川
深 浦 町	岩崎浄化センター	780	390	208	泥川
鶴 田 町	鶴田浄化センター	2,640	1,380	949	沼堰排水路
七 戸 町	七戸町浄化センター	2,200	1,100	388	高瀬川
	天間林浄化センター	1,400	700	360	高瀬川
東 北 町	東北町浄化センター	1,800	900	305	高瀬川
	上北中央環境センター	1,800	900	344	高瀬川
六 ヶ 所 村	六ヶ所村中部浄化センター	2,880	1,440	491	老部川
	六ヶ所村北部浄化センター	2,400	1,200	968	馬門川
大 間 町	大間町浄化センター	2,000	1,000	257	大間川
東 通 村	中地区浄化センター	620	303	214	田名部川
新 郷 村	戸来浄化センター	830	830	540	五戸川

## 12 自然保護

表58 自然公園内での規制行為に対する許可等の推移

公園別	公園名	年度						
		11	12	13	14	15	16	17
国立公園	十和田八幡平	67	0	0	0	0	0	0
国定公園	下北半島	51	37	29	28	31	22	33
	津軽	142	112	87	93	127	85	129
県立自然公園	浅虫夏泊	2	4	4	6	2	4	3
	大鱒碓ヶ関温泉郷	13	2	4	5	2	1	0
	種差海岸階上岳	19	13	17	17	26	22	13
	名久井岳	11	7	7	13	8	10	8
	芦野池沼群	1	0	3	3	2	4	2
	黒石温泉郷	0	1	1	4	3	1	1
	岩木高原	4	6	6	5	0	5	2
	赤石溪流暗門の滝	9	5	8	6	7	12	10
計		319	187	166	180	208	166	201

表59 自然公園美化対策一覧表

委託事業

(平成17年度)

自然公園名	委託先	委託料	事業内容
十和田八幡平国立公園	社団法人十和田湖 国立公園協会	千円 1,500	車道及び歩道沿線、園地等の 清掃
下北半島国定公園	むつ市	1,365	園地等の清掃
	東通村	455	〃
	佐井村	455	〃
津軽国定公園	外ヶ浜町	455	園地等の清掃
	つがる市	455	〃
	深浦町	910	〃
	岩木町	455	〃
	中泊町	455	〃
合計		5,005	

表60 自然公園保護対策一覧表

(平成17年度)

自然公園名	事業名	事業費	事業内容
津軽国定公園	ベンセ湿原保全管理事業	1,993千円	カヤ等の刈り払い

表61 鳥獣保護関係施設一覧

(平成17年度末現在)

施設	目的	所在地	設置年月	規模等	備考
鳥獣保護センター	傷病鳥獣を保護収容する。	平内町大字小湊字新道(青少年の森地内)	昭和61年1月	木造モルタル平屋建 管理舎 30.2m <sup>2</sup> 治療舎 21.6m <sup>2</sup> 救護舎 51.8m <sup>2</sup> 水きん類放飼場 663m <sup>2</sup> 獣類放飼場 81m <sup>2</sup>	

表62 県内鳥獣関係天然記念物

(国 指 定)

(平成18年3月31日現在)

名 称	所在地又は 主な生息地	指 定 年 月 日	特別天然記念物指定
小湊のハクチョウおよび その渡来地	東 津 軽 郡 平 内 町 青 森 市	大正11年3月8日	昭和27年3月29日
カモシカ	県下一円(全国)	昭和9年5月1日	昭和30年2月15日
下北半島のサルおよびサル 生息北限地	むつ市、下北郡	昭和45年11月11日	
蕪島ウミネコ繁殖地	八 戸 市	大正11年3月8日	
クマガラ	県下一円(全国)	昭和40年5月12日	
イヌワシ	〃	〃	
オジロワシ	〃	昭和45年1月23日	
オオワシ	〃	〃	
コクガン	〃	昭和46年5月19日	
マガン	〃	昭和46年6月28日	
ヒシクイ	〃	〃	
ヤマ	〃	昭和50年6月26日	

(県 指 定)

名 称	所在地又は 主な生息地	指 定 年 月 日	備 考
十三湖の白鳥	五 所 川 原 市	昭和35年3月26日	
大湊湾の白鳥	む つ 市	昭和35年6月24日	
小川原湖のハクチョウ	上 北 郡 三 沢 市	昭和47年12月6日	
藤崎のハクチョウ	南 津 軽 郡 藤 崎 町	昭和51年1月26日	

## 13 環境放射線等

表63 原子力施設環境放射線等調査結果（平成17年度）

## 1 原子燃料サイクル施設

## (1) 空間放射線

調査対象	調査地点		単位	測定値
空間放射線量率	モニタリングステーション	測定地点	尾駁局他計5局	8~74
		比較対照地点	青森局	12~67
	モニタリングポスト	測定地点	横浜町他計6局	7~73
	モニタリングカー	測定地点	尾駁他計23地点	9~23
比較対照地点		青森市1地点	15~21	
積算線量	測定地点		$\mu\text{Gy}/91\text{日}$	73~117
	比較対照地点			84~107

## (2) 環境試料中の放射能

## ア 大気浮遊じん中の全アルファ及び全ベータ放射能

調査地点	単位	測定値	
		全アルファ	全ベータ
モニタリングステーション尾駁局他計5局	$\text{mBq}/\text{m}^3$	* ~ 0.12	* ~ 1.6
比較対照地点 モニタリングステーション青森局		* ~ 0.11	* ~ 1.5

(注) \* : 検出限界以下を示します。

## イ 大気中の気体状ベータ放射能（クリプトン - 85換算）

調査地点	単位	測定値
モニタリングステーション尾駁局他計5局	$\text{kBq}/\text{m}^3$	ND
比較対照地点 モニタリングステーション青森局		ND

(注) ND : 定量下限値未満を示します。

ウ 核種分析

調査対象	単位	セシウム-137		トリチウム		炭素-14		ストロンチウム-90		プルトニウム		ウラン		ヨウ素-129		アメリカシウム-241		キュリウム-244		
		検体数	測定値	検体数	測定値	検体数	測定値	検体数	測定値	検体数	測定値	検体数	測定値	検体数	測定値	検体数	測定値	検体数	測定値	
陸	大気浮遊じん	mBq/m <sup>3</sup>	20	ND	-	-	-	-	20	ND	20	ND	4	ND ~0.0004						
	大気(水蒸気状)		-	-	24	ND	-	-	-	-	-	-	-	-						
	降下物	Bq/m <sup>2</sup>	12	ND	-	-	-	-	1	0.20	1	0.011	1	1.3						
	雨水	mBq/ℓ トリチウムは Bq/ℓ	-	-	12	ND	-	-	-	-	-	-	-	-						
	河川水		2	ND	2	ND	-	-	-	-	-	-	-	-						
	湖沼水		8	ND	8	ND	-	-	-	4	ND	-	-	-						
	水道水		4	ND	4	ND	-	-	-	4	ND	-	-	-						
	井戸水	4	ND	4	ND	-	-	-	4	ND	-	-	-							
	河底土	Bq/kg乾	2	ND,5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
	湖底土		3	5~19	-	-	-	-	3	ND	3	0.23 ~1.4	2	67,120		3	0.12 ~0.59	3	ND	
表土	3		3~17	-	-	-	-	3	ND ~1.4	3	0.11 ~0.53	3	6.9 ~80	3	ND	3	0.05 ~0.23	3	ND	
農畜産物	牛乳(原乳)	Bq/ℓ	14	ND	-	-	-	-	14	ND ~0.05	-	-	6	ND						
	精米	Bq/kg生	3	ND	-	-	3	89 ~93	3	ND	3	ND	2	ND						
	野ハクサイ、キャベツ		2	ND	-	-	2	3,7	2	0.10, 0.12	2	ND	1	ND						
	ダイコン		1	ND	-	-	1	4	1	0.11	1	ND	1	ND						
	菜ナガイモ		1	ND	-	-	1	17	1	ND	1	ND	-	-						
	牧草		4	ND	-	-	-	-	4	0.09 ~0.56	4	ND	4	ND						
	淡水産品		ワカサギ	1	ND	-	-	-	-	1	ND	1	ND	-	-					
	シジミ	1	ND	-	-	-	-	1	ND	1	ND	-	-							
	指生物	松葉	2	ND	-	-	-	-	-	-	-	-	2	0.05, 0.07						
	海洋	海水	mBq/ℓ (トリチウムはBq/ℓ)	6	ND	6	ND	-	-	6	ND ~2	6	ND	-	-					
海底土		Bq/kg乾	3	ND	-	-	-	-	3	ND	3	0.15~ 0.49	-	-		3	0.10 ~0.23	3	ND	
海産品		ヒラメ	Bq/kg生	1	ND	1	ND	-	-	1	ND	1	ND	-	-					
		ホタテ		1	ND	-	-	-	-	1	ND	1	ND	-	-					
		コンブ		1	ND	-	-	-	-	1	ND	1	0.004	-	-					
指生物	チガイソ	2	ND	-	-	-	-	2	ND, 0.05	2	ND, 0.003	-	-							
	ムラサキイガイ	2	ND	-	-	-	-	2	ND	2	ND	-	-							
比較対照(青森市)	大気浮遊じん	mBq/m <sup>3</sup>	4	ND	-	-	-	-	4	ND	4	ND	4	ND						
	大気(水蒸気状)		-	-	12	ND	-	-	-	-	-	-	-							
	表土	Bq/kg乾	1	6	-	-	-	-	1	1.9	1	0.19	1	32	1	ND	1	0.08	1	ND
	精米	Bq/kg生	-	-	-	-	1	92	-	-	-	-	-							
	指生物(松葉)	Bq/kg生	2	ND	-	-	-	-	-	-	-	-	2	0.08, 0.10						
計	-	110	-	73	-	8	-	87	-	61	-	33	-	4	-	10	-	10		

(注) ND: 定量下限値未満を示します。  
: 参考値

## (3) 環境試料中のふっ素

調査対象	単位	地点数	検体数	測定値
大気 (気体状ふっ素)	ppb	1	連続	ND
大気	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1	4	ND
河川水	mg/l	2	2	ND
湖沼水		2	6	ND ~ 0.7
河底土	mg/kg乾	2	2	59,82
湖底土		2	2	110,170
牛乳	mg/l	2	6	ND
精米	mg/kg生	1	1	ND
牧草		1	2	ND
計		14	25	

(注) ND：定量下限値未満を示します。

粒子状ふっ素及び気体状ふっ素の合計

## 比較対照 (青森市)

調査対象	単位	地点数	検体数	測定値
大気 (気体状ふっ素)	ppb	1	連続	ND
大気	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1	4	ND

(注) ND：定量下限値未満を示します。

粒子状ふっ素及び気体状ふっ素の合計

表64 独立行政法人日本原子力研究開発機構むつ事業所に係る放射線監視結果  
(平成17年度)

調査対象		調査地点	単位	測定値	
空間放射線	積算線量 (RPLD)	浜 関 根	$\mu\text{Gy} / 91\text{日}$	94 ~ 102	
		美 付		83 ~ 96	
		関 根		79 ~ 103	
		水 川 目		92 ~ 96	
放 出 水		放 出 口	$\text{mBq} / \ell$	$^{60}\text{Co}$	ND
				$^{137}\text{Cs}$	ND
		取 水 口		$^{60}\text{Co}$	ND
				$^{137}\text{Cs}$	2.5

## 2 東通原子力発電所

### (1) 空間放射線

調査対象	調査地点			単位	測定値
空間放射線 線量率	モニタリングステーション	測定地点	小田野沢局他計3局	$\text{nGy} / \text{h}$	10 ~ 71
	モニタリングポスト	測定地点	砂子又局他計2局		10 ~ 73
	モニタリングカー定点測定	測定地点	白糠他計9地点		9 ~ 21
	モニタリングカー走行測定	測定地点	東通原子力発電所 周辺計4ルート		8 ~ 24
積算線量	測定地点		大平滝浄水場他13地点	$\mu\text{Gy} / 91\text{日}$	73 ~ 111
	比較対照地点		川内町1地点		78 ~ 103

### (2) 環境試料中の放射能

#### ア 大気浮遊じん中の全ベータ放射能

調査地点	単位	測定値
モニタリングステーション小田野沢局他計3局	$\text{Bq} / \text{m}^3$	* ~ 10

#### イ 大気中のヨウ素 - 131

調査地点	単位	測定値
モニタリングステーション小田野沢局他計3局	$\text{mBq} / \text{m}^3$	ND

(注) ND : 定量下限値未満を示します。

## ウ 核種分析

調査対象		単位	セシウム - 137		ヨウ素 - 131		トリチウム		ストロンチウム - 90		プルトニウム		
			検体数	測定値	検体数	測定値	検体数	測定値	検体数	測定値	検体数	測定値	
陸	大気浮遊じん	mBq/m <sup>3</sup>	36	ND									
	降下物	Bq/m <sup>2</sup>	12	ND ~0.2					1	0.13	1	0.011	
	河川水	mBq/ℓ [トリチウムは Bq/ℓ]	2	ND			2	ND					
	水道水		16	ND			16	ND					
井戸水		4	ND			4	ND						
上	表土	Bq/kg乾	2	ND							2	ND, 0.10	
	精米	Bq/kg生	2	ND					2	ND			
	野菜		バレイショ	1	ND					1	ND		
			ダイコン	2	ND					2	0.10, 0.22		
			ハクサイ	1	ND	1	ND			1	0.15		
			アブラナ	1	ND	1	ND			1	0.32		
	牛乳(原乳)	Bq/ℓ	8	ND	8	ND			8	ND			
	料	牛肉	Bq/kg生	1	ND					1	ND		
		牧草		2	ND, 0.9	1	ND						
		指標生物 松葉		2	ND					2	0.08, 0.26		
海	海水	mBq/ℓ (トリチウムはBq/ℓ)	6	ND			6	ND					
	海底土	Bq/kg乾	3	ND						3	0.29~ 0.70		
洋	魚類	ヒラメ	Bq/kg生	1	ND					1	ND		
		カレイ		1	ND					1	ND		
		ウスメバル		1	ND					1	ND		
		コウナゴ		1	ND					1	ND		
	貝類	アワビ		1	ND					1	ND	1	0.014
		ホタテ		1	ND					1	ND	1	ND
	海藻類 その他	コンブ		2	ND	2	ND			2	ND	2	ND, 0.003
		タコ		1	ND					1	ND		
	指標生物	ムラサキガイ		2	ND					2	ND	2	ND
	(川内町) 比較対照	表土		Bq/kg乾	1	10							1
指標生物 松葉		Bq/kg生	2	ND					2	0.39, 0.85			
計		-	115	-	13	-	28	-	32	-	13	-	

(注) ND : 定量下限値未満を示します。

表65 環境放射能水準調査結果

(1) ゲルマニウム半導体検出器による核種分析結果

(平成17年度)

調査対象	調査地点	単位	検体数	測定値			
				セシウム-137	ヨウ素-131	カリウム-40	
降下物	青森市	MBq / km <sup>2</sup>	12	N D ~ 0.094	-	N D ~ 3.3	
陸水	上水 (蛇口水)	mBq / ℓ	1	N D	-	25	
土	0 - 5 cm	青森市	Bq / kg乾土	1	6.0	-	290
			MBq / km <sup>2</sup>		170	-	8,200
		五所川原市	Bq / kg乾土	1	2.4	-	340
					MBq / km <sup>2</sup>	85	-
壤	5 - 20cm	青森市	Bq / kg乾土	1	5.8	-	630
			MBq / km <sup>2</sup>		300	-	33,000
		五所川原市	Bq / kg乾土	1	6.3	-	930
					MBq / km <sup>2</sup>	420	-
精米	つがる市	Bq / kg生	1	N D	N D	29	
野菜	ダイコン	下田町	Bq / kg生	1	N D	-	34
	キャベツ	下田町		1	N D	-	50
		五所川原市		1	N D	-	52
	ジャガイモ	五所川原市		1	N D	-	66
牛乳	青森市	Bq / ℓ	1	N D	N D	51	
日常食	青森市	Bq / 人・日	2	N D	-	81 ~ 91	
海水	風合瀬沖	mBq / ℓ	1	N D	N D	12,000	
	陸奥湾		1	N D	N D	12,000	
海底土	風合瀬沖	Bq / kg乾土	1	N D	-	580	
	陸奥湾		1	N D	-	70	
海産生物	藻類 (ワカメ)	風合瀬沖	Bq / kg生	1	N D	-	290
		今別沖		1	N D	-	87
	魚類 (カレイ)	陸奥湾		1	0.088	-	120
	貝類 (ムラサキガイ)	風合瀬沖		1	N D	-	20
	貝類 (ホタテ)	陸奥湾		1	N D	-	85

(注) N D : 検出限界以下を示します。

## (2) 原乳中のヨウ素 - 131測定結果

(検出器：ゲルマニウム半導体検出器)

調査地点：青森市

採取年月日	17. 6. 20	17. 7. 28	17. 8. 30	17. 9. 28	17. 10. 31	17. 11. 30
放射能濃度(Bq/ℓ)	ND	ND	ND	ND	ND	ND

(注) ND：検出限界以下を示します。

## (3) 定時降水試料による月間降下物試料中の全ベータ放射能測定結果

(検出器：ガスフローGM計数装置、調査地点：青森市)

採取年月	降水量 (mm)	降水の定時採取(定時降水)				月間降下量 (MBq/km <sup>2</sup> )
		放射能濃度(Bq/ℓ)			測定数	
		最低値	最高値			
平成17年4月	69.5		ND	2.0	9	70
5月	53.7		ND	2.3	9	32
6月	43.2		ND	1.1	6	2.4
7月	140.0		ND	0.26	9	1.3
8月	89.8		ND	0.39	9	0.45
9月	136.0		ND	0.38	7	8.2
10月	105.6		ND	0.48	6	0.82
11月	209.4		ND	3.0	17	190
12月	120.2		ND	2.2	10	63
平成18年1月	113.9		ND	2.9	16	110
2月	61.8		0.3	2.8	9	43
3月	39.0		ND	2.8	12	27
年間値	1182.1		ND	3.0	119	0.82～190

(注) ND：検出限界以下を示します。

(4) 空間放射線量率測定結果 (単位：nGy/h)

測定年月	モニタリングポスト			サーベイメータ
	最低値	最高値	平均値	
平成17年4月	27	45	29	45
5月	27	47	29	55
6月	28	41	29	60
7月	27	47	29	58
8月	28	44	30	62
9月	28	55	30	55
10月	28	52	30	55
11月	28	64	32	55
12月	18	67	27	45
平成18年1月	13	59	20	39
2月	12	46	17	39
3月	16	47	22	40
年間値	12	67	27	39～62

(注) サーベイメータの測定値は、宇宙線の寄与 (約30nGy/h) を含む。

表65は、電源開発促進対策特別会計法に基づく文部科学省からの委託事業として県が実施した平成17年度「環境放射能水準調査」の成果です。

## 14 環境行政のあゆみ

年 月	県 内	全 国
平成17. 4	「05むつ湾東岸美浜推進DAY」として、野辺地町、横浜町で海岸清掃実施 第2回世界自然遺産会議第3回実行委員会（青森市）	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令」公布  「京都議定書目標達成計画」閣議決定 「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（政府の実行計画）閣議決定
5	青森県地球温暖化防止活動推進センターの指定	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律」公布 「浄化槽法の一部を改正する法律」公布 「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」公布 「2003年度（平成15年度）の温室効果ガス排出量」算定、公表
6	第8回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会（田子町）	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」施行 6月5日国連世界環境の日エコフェスティバルin愛・地球博（「COOL BIZ COLLECTION - 新・夏の常識 - 」等）（愛知県） 「我が家の環境大臣事業」キックオフイベント開催 「エコライフ・フェア2005」開催（東京都） 「エコカーワールド2005（低公害車フェア）」開催（横浜市） 「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布 「平成17年版循環型社会白書～循環型社会の構築に向けたごみの3Rの推進～」閣議決定・公表 「平成17年版環境白書 - 脱温暖化 - “人”と“しくみ”づくりで築く新時代」閣議決定・公表 「湖沼水質保全特別措置法の一部を改正する法律」公布 環境モニタリング（常時監視等）に関する基準の制定
7	第9回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会（八戸市） 北東北子ども環境サミット（八戸市）	知床の世界自然遺産登録  新橋打ち水大作戦（東京都）

年 月	県 内	全 国
8	平成17年度第1回青森県自然環境保全審議会温泉部会（青森市） 「05西海岸美化推進DAY」として、 鱒ヶ沢町、深浦町で海岸清掃実施  青森県自然環境保全審議会（青森市）	「全国星空継続観察（スターウォッチングネットワーク）」（夏期）実施 「アスベスト問題への当面の対応」取りまとめ（アスベスト問題に関する関係閣僚会合） 環境と交通に関する世界会議in愛知 「ダイオキシン類対策特別措置法施行令等の一部を改正する政令」公布 丸の内打ち水大作戦（東京都）
9	第10回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会（八戸市）	第19回全国水環境保全市町村連絡協議会全国大会並びに全国水環境市町村シンポジウム（愛知県） 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令」公布 中央環境審議会「環境税の経済分析等について - これまでの審議の整理 -」を公表 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令」公布 地方環境事務所の発足
10	青森県「攻めの農林水産業」推進本部水循環システム再生・保全推進委員会岩木川流域部会、西海岸流域部会主催「水循環フォーラム2」開催（弘前市） あおもり環境再生フェスタ2005（青森市） 不法投棄撲滅青森県民会議（青森市）  第1回青森県循環型社会形成推進委員会（青森市） 青森県アスベスト問題対策本部を設置（青森市） 第2回世界自然遺産会議（弘前市、鱒ヶ沢町、深浦町、西目屋村） 環境ISOネットワーク平成17年度総会（八戸市）	第17回「星空の街・あおぞらの街」全国大会（長野県） モーニング娘。“熱っちい地球を冷ますんだっ。”文化祭2005in横浜 沖縄こども環境大臣サミット（沖縄県）  「環境税の具体案」公表  知床世界自然遺産登録記念行事（北海道）
11	第11回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会（八戸市） 青森県「攻めの農林水産業」推進本部水循環システム再生・保全推進委員会高瀬川・奥入瀬川流域部会主催「水循環フォーラム・ワークショップ」開催（十和田市）	ラムサール条約第9回締約国会議カンパラ（ウガンダ） 第1回北西太平洋地域における海洋ごみに関する国際ワークショップ（富山県）

年 月	県 内	全 国
	<p>第2回青森県循環型社会形成推進委員会（青森市） 平成17年度第2回青森県自然環境保全審議会温泉部会（青森市）</p>	<p>「3Rイニシアティブの推進について」公表 「自然公園法施行令及び自然環境保全法施行令の一部を改正する政令」公布 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布 有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワーク第2回ワークショップ 気候変動枠組条約第11回締約国会議（COP11）及び京都議定書第1回締約国会合（COP/MOP1）（カナダ） 「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」完全施行</p>
12	<p>青森県「攻めの農林水産業」推進本部水循環システム再生・保全推進委員会陸奥湾流域部会主催「水循環フォーラム」開催（青森市） 「青森県アスベスト問題アクションプログラム」公表</p>	<p>エコデザイン2005国際会議（東京都）  「今後の自動車排出ガス総合対策中間報告」公表 「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」及び「大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令」公布 「アスベスト問題に係る総合対策」取りまとめ（アスベスト問題に関する関係閣僚会合）</p>
平成18. 1	<p>第26回青森県環境審議会（青森市）</p>	<p>「全国星空継続観察（スターウォッチングネットワーク）（冬期）実施 3R活動推進フォーラム発足 中央環境審議会「新・生物多様性国家戦略の実施状況の点検結果（第3回）を踏まえた施策の方向に対する意見について」を環境大臣に報告 「水質汚濁防止法の排水基準を定める省令の改正」公布</p>
2	<p>第12回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会（八戸市）  第27回青森県環境審議会（青森市）  平成17年度第3回青森県自然環境保全審議会温泉部会（青森市）</p>	<p>中央環境審議会「循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第2回点検結果」を報告 国際化学物質管理会議にて「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ」の採択（ドバイ） 「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」閣議決定 「石綿による健康被害の救済に関する法律」公布</p>

年 月	県 内	全 国
3	<p>「青森県循環型社会形成推進計画」策定</p> <p>第2回世界自然遺産会議第4回実行委員会（青森市）</p>	<p>「石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律」公布</p> <p>京都議定書発効1周年記念イベント（京都府）</p> <p>「PRTRデータの概要等について - 化学物質の排出量・移動量の集計結果等 - 」公表</p> <p>「環境物品等の調達の推進に関する基本方針の一部変更」閣議決定</p> <p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令」</p> <p>「石綿による健康被害の救済に関する法律施行令」「環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則」公布</p> <p>「自然公園法施行令の一部を改正する政令」公布</p> <p>「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行令」ほか公布</p> <p>「湖沼水質保全特別措置法施行令の一部を改正する政令」公布</p> <p>「こどもエコクラブ全国フェスティバルinかめやま」開催（三重県亀山市）</p> <p>「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令」「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」ほか公布</p> <p>中央環境審議会「環境基本計画について」を答申</p> <p>我が国における「国連持続可能な開発のための教育の10年」実施計画決定</p> <p>「廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令」公布</p> <p>「公害康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布</p> <p>「使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」公布</p>

## 15 青森県環境の保全及び創造に関する基本条例

(平成8年12月24日)  
(青森県条例第43号)

## 目次

## 前文

## 第一章 総則 (第一条 第八条)

## 第二章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

## 第一節 施策の基本方針 (第九条)

## 第二節 環境計画 (第十条)

## 第三節 環境の保全及び創造のための施策等 (第十一条 第二十三条)

## 第四節 地球環境の保全の推進等 (第二十四条・第二十五条)

## 第三章 環境の保全及び創造のための施策の推進 (第二十六条 第二十九条)

## 附則

私たちのふるさと青森県は、本州の最北端に位置し、三方を海に囲まれ、陸奥湾を抱え込むように東に下北半島、西に津軽半島が北方に伸び、変化に富んだ美しい海岸線を擁している。また、原始的なブナ林に覆われた世界遺産である白神山地をはじめとした緑の山々、豊かな森林にはぐくまれた水を源とする多くの清流や湖沼など豊かで美しい自然に恵まれている。

四季折々の変化に富んだ豊かで美しい自然と私たちの先人のたゆまぬ努力は、悠久の歴史の中で特色ある北国の文化をはぐくんできた。私たちは、各地で存在する縄文の遺跡、中世及び近世の城跡、寺社及び工芸品など、そして、各地の郷土色豊かな風俗慣習、民俗芸能などに心の安らぎや郷土への誇りと愛着を感じることができる。

私たちは、このような環境から多くの恵みを受けてきたが、資源やエネルギーの大量消費と大量の廃棄物を伴う都市化の進展や生活様式の変化は、生活の利便性を高める一方で、大気、水、そして土壌の汚染をはじめとする様々な問題をもたらし、私たちの生活の安全性を脅かすとともに、地球全体の環境にも大きな影響を及ぼすようになってきた。

このような状況の中、私たちは、ふるさとに残る豊かで美しい自然とそのもたらす恵沢を後世に伝えていく責務を負っている。このため、すべての県民の参加と連携により、私たちの日常生活や事業活動と環境の調和を図りながら、豊かで美しい青森県の環境の保全と創造を目指し、さらには地球的規模の環境問題への地球からの取組を推進することを決意し、この条例を制定する。

## 第一章 総則

## (目的)

第一条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを

目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第三条 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境が県民の健康で文化的な生活に欠くことができないものであることにかんがみ、広く県民がその恵沢を享受するとともに、これが将来の県民に継承されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、多様な自然に恵まれた本県の地域特性を生かし、人と自然との調和が確保されるよう適切に行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、すべての者の参加と公平な役割分担の下に、すべての者が環境の保全及び創造に関する行動に自主的かつ積極的に取り組むことによって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されることを旨として行われなければならない。

4 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに県民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

第五条 削除

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減その他環境の保全のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第七条 県民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めな

なければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(青森県環境白書)

第八条 知事は、毎年、環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした青森県環境白書を作成し、これを公表しなければならない。

## 第二章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

### 第一節 施策の基本方針

(施策の基本方針)

第九条 県は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、総合的かつ計画的に行うものとする。

- 一 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- 二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- 三 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。
- 四 身近な緑と水辺及び優れた景観の保全及び創造、歴史的文化的資源の活用等により、潤いと安らぎのある環境が保全され、及び創造されること。
- 五 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されるよう、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等が促進されること。
- 六 地球環境の保全に適切な配慮がなされること。

### 第二節 環境計画

(環境計画)

第十条 知事は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「環境計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 環境の保全及び創造に関する目標
  - 二 環境の保全及び創造に関する施策の方向
  - 三 環境の保全及び創造に関する配慮の指針
  - 四 その他環境の保全及び創造に関する重要な事項
- 3 知事は、環境計画を定めようとするときは、あらかじめ、青森県環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 知事は、環境計画を定めたときに、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、環境計画の変更について準用する。

### 第三節 環境の保全及び創造のための施策等

#### (施策の策定等に当たっての配慮)

第十一条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、環境計画との整合を図り、環境の保全及び創造について配慮するものとする。

#### (環境影響評価の推進)

第十二条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

#### (規制の措置)

第十三条 県は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 県は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (誘導的措置)

第十四条 県は、事業者又は県民が自らの活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造のための適切な措置をとることとなるよう誘導するため、必要な措置を講ずるものとする。

#### (環境の保全に関する施設の整備等)

第十五条 県は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び絶滅のおそれのある野生動植物の保護増殖その他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、下水道その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するための、必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、前二項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

#### (潤いと安らぎのある環境の保全及び創造)

第十六条 県は、潤いと安らぎのある環境を保全し、及び創造するため、緑と水に親しむことのできる生活空間の整備、美しい自然環境景観をはじめとする優れた景観の形成、歴史的文化的遺産の保全等が推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

#### (資源の循環的な利用等の促進)

第十七条 県は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び県民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量及び再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用（以下「資源の循環的な利用等」という。）が促

進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、県の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用等に率先して努めるものとする。

(環境管理の促進)

第十八条 県は、事業者が行う環境管理（事業者が、その事業活動の実施に当たって、自主的に環境の保全及び創造に関する方針及び目標を定め、その方針及び目標を達成するための計画を策定して実施し、その実施状況を点検して必要な是正の措置を講じ、並びにこれらについて客観的な監査を行う一連の取組をいう。）を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の振興等)

第十九条 県は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全及び創造に関する広報活動の充実により、事業者及び県民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第二十条 県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的な行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第二十一条 県は、第十九条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切な提供するものとする。

(調査の実施及び監視等の体制の整備)

第二十二条 県は、環境の状況の把握に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

- 2 県は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、観測、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(放射性物質による大気汚染等の防止についての配慮)

第二十三条 県は、環境の保全に関する施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、放射性物質による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の防止について特に配慮するものとする。

#### 第四節 地球環境の保全の推進等

(地球環境の保全の推進)

第二十四条 県は、地球環境の保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

- 2 県は、国等と連携し、環境の保全に関する調査、研究、情報の提供等を行うことにより、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(地球環境の保全に資する行動計画)

第二十五条 知事は、県、市町村、事業者及び県民がそれぞれの役割に応じて地球環境の

保全に資するよう行動するための計画を定め、その普及及び啓発を行うとともに、これに基づく行動が推進されるようにしなければならない。

### 第三章 環境の保全及び創造のための施策の推進

(国及び他の地方公共団体との協力)

第二十六条 県は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(市町村への支援)

第二十七条 県は、市町村が行う環境の保全及び創造に関する施策を支援するよう努めるものとする。

(県民の意見の反映)

第二十八条 県は、環境の保全及び創造に関する施策に県民の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第二十九条 県は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (抄)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

## 16 環境用語の解説

### 【あ】

#### アイドリング・ストップ

大気汚染防止を目的とし、自動車の駐・停車中にエンジンを不必要にアイドリングすることを自粛すること。環境省では、平成8年度の環境月間を契機に全国的な実践運動としての「アイドリング・ストップ運動」を提唱している。

大気汚染や騒音・悪臭の防止はもちろん、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の原因となる二酸化炭素の大幅な排出抑制につながる。

#### 青 潮

富栄養化した内海の表層で増殖したプランクトンが死に下層へ沈殿し、底層で分解される過程で酸素が消費され、酸素濃度は次第に低下する。この貧酸素状態になった底層の水塊が表層にまで上昇し、海水が青く見える現象のことを指して青潮という。赤潮同様に魚介類の大量死を発生させることがある。

#### 赤 潮

プランクトンの異常増殖により海水が赤く見える現象であり、有害プランクトンの発生や一時的に酸素消費量が増加することによる酸素欠乏のため、魚介類のへい死など、漁業被害を伴うことがある。

#### 悪臭原因物

特有の臭いを発生する物質は約40万種類にも及ぶといわれているが、その代表的なものとしては、硫化水素、塩素ガス等の無機化合物のほか、脂肪酸、アミン等の窒素化合物、メチルメルカプタン等の硫黄化合物等の有機化合物がある。

なお、悪臭防止法では、生活環境を損なうおそれのある22物質を特定悪臭物質として指定し、規制している。

#### アジェンダ21

1992年6月にブラジルで開催された地球サミットにおいて採択された「環境と開発に関するリオ宣言」を受け、21世紀に向け持続可能な開発を実現するために、各国及び各国際機関が実行すべき行動計画を具体的に規定するものである。なお、「アジェンダ」は課題という意味である。

#### アスベスト（石綿）

保温・耐火材として用いられる蛇紋石や角閃石から採取する繊維状の鉱物。材質は軟らかく、磨耗や熱に強いいため、様々に加工できる。用途はボイラーやスチーム暖房パイプの被覆、自動車のブレーキ、クラッチ、石油ストーブの芯など約3,000種に及ぶ。大量に吸うと肺がん等の原因になる。

### アメニティ (Amenity)

「快適さ」、「感じのよさ」と訳されている。環境面では、豊かな緑、清らかな水辺、ゆとりある空間、美しい街並み、歴史的・文化的遺産などがバランスよく備わった状態をいい、人間性豊かな生活を保障し、地域の活性化を推進していく基盤ともなる。

### 硫黄酸化物 (SO<sub>x</sub>)

石油等の燃焼により生じる硫黄と酸素の化合物の総称。二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)、三酸化硫黄 (SO<sub>3</sub>、無水硫酸) など6種類ほどある。SO<sub>x</sub>は人の呼吸器に影響を与えたり、植物を枯らしたりする。

### 閾 値 (いきち)

その値以下では地域住民の健康上悪い影響が起こらない値をいう。つまり、その値又はそれ以下の値であれば現在までの知見では直接又は間接の影響が観察されなかった値。

### 一 律 基 準

工場等が遵守すべき規制規準として、国が一律に定めた基準をいう。

### 一酸化炭素 (CO)

無味・無臭・無色の気体で、炭などの不完全燃焼、自動車の排ガスにより発生する。一酸化炭素中毒は、血液中のヘモグロビンとの結合により酸欠をきたし、中枢神経を麻痺させるものである。

### 移動発生源

大気汚染物質の発生源は、固定発生源と移動発生源に分類され、固定発生源には、工場等のボイラー、金属加熱炉、ガラス溶解炉等の生産設備と事業場の冷暖房ボイラー、焼却炉等があり、移動発生源には自動車、船舶、航空機がある。

### 上乘せ基準

ばい煙、汚濁物質等の排出 (水) の規制に関して、都道府県等が条例で定める基準であって、国が定める基準より厳しいものをいう。

なお、いわゆる「上乘せ」は、基準値そのものを厳しくするもののほか、規制対象施設の範囲を拡げるもの(「横出し」と呼ばれる。)等を含めて使われる場合がある。

### エ コ 調 査

化学物質環境実態調査のこと。旧通称は黒本調査。昭和48年「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」が制定され、既存化学物質の一般環境中の残留状況の把握を目的として、昭和49年から開始された。現在では「初期環境調査」「暴露量調査」及び「モニタリング調査」の3調査からなる。

### エコロジー運動

人間も生態系の一部であるという観点から、自然環境と共生する生活や社会を構築することを目指した運動のことをいう。自然保護や公害防止はもとより、食品安全やリサイクル運動、省エネ・省資源活動なども広く含むものである。

### 塩化水素 (HCl)

常温では刺激臭の強い無色の気体、空気中では、水分を凝縮して白い霧となる。ガス状塩化水素は粘膜を刺激し、炎症の原因となる。

### ND (Not Detected)

「検出されず」の意味。JIS規格の方法により測定を行った場合に、その結果が当該方法の定量下限を下回ることをいう。

### MPN (Most Probable Number)

「最確数」の意味。環境基準に設定されている大腸菌群数の測定方法として定められている最確法を行う際に用いられる。この方法を用いて測定した大腸菌群数については、MPN / 100mlと表記する。

加えて所定の条件で培養し、増殖または所定の反応がみられた試験管数から試料中の細菌数を算出する際の基準となる。

### オキシダント (光化学オキシダント)

大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こして発生する二次汚染物質で、オゾン、アルデヒド、PAN (パーオキシアセチルナイトレート) 等の酸化性物質の総称である。このオキシダントが原因で起こるいわゆる光化学スモッグは、日差しの強い夏季に多く発生し、目をチカチカさせたりすることがある。

### オゾン (O<sub>3</sub>)

空気中では放電、紫外線の照射等により生じる臭気のある気体である。3 ppm以上の濃度に数時間の暴露で気管支を刺激し、二酸化窒素の場合に似た毒性肺水腫を起こすおそれがある。

オゾンの大部分は成層圏に分布しており、特にオゾンが集まった層をオゾン層という。太陽光線に含まれている有害な紫外線を吸収する役目を果たしている。

### オゾン層の破壊

フッ素化合物 (総称フロン) は冷蔵庫、エアコンの冷媒、電子部品製造時の洗浄剤、スプレーの噴射剤に使用されている。使用後に大気中に放出されると、対流圏では分解されず、成層圏に達し、太陽光により分解されるが、その際に発生する塩素原子がオゾン層を破壊することが明らかにされている。フロンと同様にオゾン層を破壊するものに消化剤用ハロン、洗浄用トリクロロエタン、四塩化炭素などがある。

## 汚濁源

上水道、工業用水道、水産資源等への被害や公共用水域の自浄機能の低下など水質に関する公害を直接又は間接に引き起こす原因となるものをいい、工場・事業場排水、生活排水、廃棄物、農薬などが挙げられる。

## 汚濁負荷量

大気や水などの環境に排出される硫黄酸化物などの汚濁物質の1日当たりの量で表され、これは都市下水や工場排水など汚濁源から排出される排出量などとその汚濁物質の濃度の積で示される。

## 汚泥

工場排水などを処理した後に残る水分を多量に含んだ泥状の物をいい、下水処理場などの排水処理から発生する腐りやすい有機物を含むものや、水道浄水場から発生する主として粘土などを含む無機物が主体となるものなどがある。

## 温室効果ガス

赤外線を吸収し「温室効果」をもたらす気体で、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン、一酸化二窒素、フロン、代替フロンなどがある。

### 【か】

## 化学的酸素要求量（COD）

海域や湖沼の汚れの度合いを示す数値で、水中の有機物などの汚染源となる物質を通常、過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するときに消費される酸素量をmg/lで表したものである。この数値が高いほど水中の汚染物質の量が多いことを示している。

## 加重等価平均感覚騒音レベル（WECPNL）

ある場所における1日当たりの航空機騒音の大きさを表す単位で1機ごとの騒音レベルだけでなく、飛来時間や機数をも考慮したものである。まず、1日単位で飛来した航空機の騒音レベルをすべてdB平均し、さらに時間帯別機数について、同じ大きさの騒音でも昼と夜とでは、夜の方がうるさく感じられるので、夕方に飛来した機数を3倍、夜に飛来した機数を10倍にして計算する。

## カドミウム（Cd）

カドミウムによる環境汚染は、従来、亜鉛精錬所、メッキ工場や電気機器工場などの周辺でみられ、大量のカドミウムが長期間にわたって体内に入ると慢性中毒となり、腎臓障害を起こし、カルシウム不足となり骨軟症を起こす。「イタイイタイ病」の原因物質は上流の鉱山の排水及び残さに含まれていたカドミウムといわれている。

## 環境影響評価

開発事業の実施により公害の発生、自然環境の破壊など環境保全に重大な支障をもたら

すことのないように、当該開発事業が環境に及ぼす影響を事前に調査、予測及び評価を行うことをいう。一般に、環境アセスメントと呼ばれている。

#### 環境基準

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準を行政上の目標値として定めたものであり、環境基本法第16条に規定されている。

#### 環境放射線

人間の生活環境にあるすべての放射線をいう。宇宙線及び大地・大気・動植物等に含まれる自然放射性核種からの放射線である自然放射線が最も多く、次いで極微量であるが、レントゲン撮影などに使用されるX線や過去の核実験及び原子力施設から環境に放出された人工放射性物質からの放射線である人工放射線がある。

#### 環境放射線等モニタリング

原子力施設周辺地域にモニタリング地点を設け、環境放射線を測定したり、環境試料中の放射能を分析、測定することをいう。本県では、この結果は青森県原子力施設環境放射線等監視評価会議において評価・確認され、一般に公表されている。

#### 環境ホルモン

動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性内分泌かく乱化学物質のことをいう。現在、ビスフェノールA、フタル酸エステル類等約70種類の化学物質が、生殖機能阻害、悪性腫瘍等を引き起こす可能性があると考えられている。

#### 環境マネジメントシステム

企業等の事業組織が法令等の規制基準を遵守することにとどまらず、自主的・積極的に環境保全のためにとる行動を計画・実行・評価することをいう。そのため、環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、これを実行、記録し、その実行状況を点検して方針等を見直す一連の手続を「環境マネジメントシステム」という。また、こうした一連のシステム点検作業が「環境監査」と呼ばれている。なお、このシステムの国際規格（ISO14001）が1996年9月1日に正式に発行され、それを受け、我が国でも同年10月20日にJIS化された。

#### 観測井

地盤変動の状況及び地下水位の状態がどのようになっているかを観測するための井戸をいう。

#### 規制基準

法律又は地方公共団体の条例に基づいて設定された公害の原因となる行為の規制に関する

る基準であって、事業者等に直接の遵守義務が課せられるものをいう。

青森県公害防止条例では18条、33条、46条、56条、57条にそれぞれ規定されている。

さらに具体的な規制項目及び基準値については青森県公害防止条例施行規則に規定されている。

### 逆 転 層

大気中では通常、高度が高くなるほど気温が下がるが、逆に高度の高いところに地表よりも温度の高い層ができることがあり、これを逆転層という。逆転層ができると大気にフタをしたような状態になり、逆転層の内側の大気の状態を安定させるため、地上から出たばい煙が逆転層の内側に閉じ込められた状態になり、大気の汚染がひどくなる。

### 嗅覚測定法

悪臭の測定方法は、嗅覚測定法と機器分析法とに大別される。機器分析法が臭気成分の分析を主目的とするのに対し、嗅覚測定法は人間の嗅覚によって臭気の質とその強さを測定することを目的として行われるものであり、三点比較式臭袋法がよく用いられる。

### グリーン購入

商品やサービスを購入する際に、価格・機能・品質等だけでなく「環境」の視点を重視し、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで優先的に購入すること。グリーン購入は、環境保全型商品の市場を生み出し、製造者側に環境保全型商品の開発・供給のインセンティブを与えることになり、持続可能な社会経済システムにおいて極めて重要な鍵を握っている。平成8年4月には、グリーン購入に率先して取り組む企業、行政機関、民間団体等による「グリーン購入ネットワーク」が設立され、必要な情報の収集・提供、ガイドラインづくり、意識啓発等が行われている。

平成12年5月にはグリーン購入の促進を目的に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」、いわゆるグリーン購入法が制定され、国についてはグリーン購入の義務付け、地方公共団体に対しては努力義務が課せられた。また、事業者や国民に対してもグリーン購入を求めている。

### グレイ (Gy)

大気中の放射線量を表す単位で、ある物質が放射線のエネルギーをどの程度吸収したかを表す単位。

### クローズド・システム

クローズド・システムとは、工場の生産工程等から出る排出物を有効に再利用し、有害物質の排出防止のための処理工程を組み込んで、使えるものはできるだけ再利用し、最後は完全に無害化して外部へ排出するようなシステムをいう。

### K値 (規制)

施設ごとに煙突の高さに応じた硫黄酸化物の排出許容量を求める際に使用する大気汚染

防止法で定められた定数である。K値は地域ごとに定められており、施設が集合して設置される地域ほど規則が厳しく、その値も小さい。

#### 健康項目

公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る環境基準で、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として設定された項目をいい、次の26項目がある。

カドミウム、全シアン、鉛、クロム（六価）、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2 - ジクロロエタン、1, 1 - ジクロロエチレン、シス - 1, 2 - ジクロロエチレン、1, 1, 1 - トリクロロエタン、1, 1, 2 - トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1, 3 - ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素

#### 建設副産物

建設工事に伴い副次的に得られるすべての物品であり、その種類としては、工事現場外に搬出される建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、紙くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず又はこれらのものが混合した建設混合廃棄物などがある。

#### 公害防止管理者

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に定められた特定工場において、公害の防止に関する業務のうち技術的事項を管理する者をいう。特定事業者はばい煙発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設、粉じん発生施設及び振動発生施設の区分ごとに、それぞれ異なる種類の公害防止管理者を選任しなければならない。

#### 公害防止協定

地方公共団体と企業、住民団体と企業などの間で、公害防止のために必要な措置を取り決める協定のことをいう。公害規制法の不備を補い、地域の特殊性に応じた有効な公害規制を弾力的に実施するのに適するため、法律や条例の規制と並ぶ有力な公害防止対策上の手段として広く利用されている。

#### 降下ばいじん

大気中の汚染物質のうち雨水とともに、あるいは単独の形で地上に降下する物質の総称。

#### 公共用水域

水質汚濁防止法で「河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路」をいう。ただし、「下水道法で定めている公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を有しているも

の、また、この流域下水道に接続している公共下水道は除く。」とされている。

#### コージェネレーション

発電と同時に発生した排熱も利用して、給湯・暖房などを行うエネルギー供給システム。従来の発電システムでのエネルギー利用効率は40%程度で、残りは排熱として失われるが、コージェネレーションシステムでは最大80%まで高められる。これまでは紙パルプ、石油化学産業などで導入されていたが、最近ではオフィスビルや病院、ホテル、スポーツ施設などでも導入されつつある。

#### 【さ】

#### 最終処分

廃棄物を自然環境に還元することをいう。これには埋立処分、海洋投入処分があり、法令により一定の処理基準が定められている。また、最終処分場とは、一般廃棄物及び産業廃棄物を処分するために必要な場所及び施設・設備の総体をいう。産業廃棄物処分場には、安定型（廃プラスチック等）、管理型（汚でい等）、しゃ断型（有害物質を埋立基準以上を含む廃棄物）がある。

#### 酸性雨

工場、事業場から排出されるばい煙、自動車の排出ガス中に含まれている硫黄酸化物、窒素酸化物等の大気汚染物質が大気中で化学変化を起こし酸性物質となったものが、雲や降水に取り込まれることによって生ずるpH5.6以下の雨をいう。

#### 自然圧密

堆積年代の新しい沖積層や盛土部分で生じる沈下現象。土自体の重さにより、地盤が自然に沈降すること。

#### 自然環境保全地域

高山性植物、すぐれた天然林などの中で、自然的社会的諸条件からみて、その自然環境を保全することが特に必要な地域を自然環境保全法又は県自然環境保全条例に基づき指定する地域をいう。

#### 浄化槽

し尿及び生活雑排水を沈でん分離あるいは微生物の作用による腐敗又は酸化分解等の方法によって処理し、それを消毒し、放流する施設をいう。

#### 振動レベル

振動の加速度をdB（デシベル）で表した公害用振動レベル計に人間の振動感覚に似せた回路を使って測った値をいう。単位はデシベル（dB）を用いる。

## 水質基準

一般に水質を保全するための基準としては、公共用水域自体の水質が人の健康の保護及び生活環境保全のために維持されることが望ましい基準として定められる環境基準と、工場又は事業場などから公共用水域に排出される水の水質許容限度として定められる排水基準の二つがある。水質基準としては、まず、水域自体の利用目的等による環境基準が定められ、この基準を達成するためのものとして排水基準が定められる。

## 水準点

土地の標高を表す標石で、水準測量の基準として用いられている。地盤の変動状況を測定する場合には、これを用いる。

## 3 R (スリーアール)

リデュース (Reduce : 発生抑制)、リユース (Reuse : 再使用)、リサイクル (Recycle : 再生利用) の3つの頭文字Rをとったもので、1980年代中頃にアメリカで使用されたのが始まりとされている。このほか、この3Rに、リカバー (Recover : 回収) を加えた4R、リフューズ (Refuse : ごみになるものを受け取らない、発生源を絶つ) を加えた4R、リペア (Repair : 修理、修繕) を加えた4Rを主張する考え方もある。循環型社会形成推進基本法では、3Rを基本としている。

## 生活環境項目

水質汚濁物質の中で、生活環境に悪影響を及ぼすおそれのあるものとして定められた項目をいい、pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌群数などについて定められている。

排水基準については、項目別に定められているが、環境基準については、河川、湖沼、海域別に、水道、水産、農業用水、工業用水、水浴などの利用目的に適応した類型によって基準が定められている。

## 生活雑排水

各家庭から排出される排水 (生活排水) には、台所、洗濯、風呂などからの排水と、便所からの排水とがあり、このうち便所からの排水を除いた排水を生活雑排水という。生活雑排水は、下水道や浄化槽に接続している家庭では、し尿を含んだ水とともに処理されるが。そのほかの家庭では大部分が未処理のまま流されており、河川等の公共用水域の汚濁要因の一つとなっている。

## 生物化学的酸素要求量 (BOD)

生活環境項目の一つであり、河川水や工場排水、下水などの汚濁の程度を示すもので水の中に含まれる有機物質が一定時間、一定温度のもとで微生物によって生物化学的に分解されるときに消費される酸素の量をいい、単位はmg/lで表示される。BOD値の高い水は生物的に分解されやすい有機物が多く含まれていることを示している。

## ゼロ・エミッション

廃棄物や熱の自然界への排出（エミッション）をゼロにすること。具体的には、一産業・社会部門における廃棄物・熱を極力その中で再利用するとともに、他部門での活用を含め、全体として廃棄物等をなくすことをいう。

国連大学や国際機関が中心となり提唱・研究されており、完全循環型社会の構築を目指している。

## 騒音レベル

騒音計で測定した騒音の指示値を騒音レベルといい、単位はホンを用いていたが、平成5年11月からデシベルに変更された。

## 総水銀（T-Hg）

水銀による汚染状況を示す測定値の名称。水銀は、神経系を侵し、手足のふるえを起したり、言語障害、食欲不振、聴力や視力の減退をもたらす。水銀化合物のメチル水銀が「水俣病」の原因物質であることが知られている。

## 総量規制

一定の地域内の汚染（濁）物質の排出総量を環境保全上許容できる限度にとどめるため、工場等に対し汚染（濁）物質許容排出量を割り当てて、この量をもって規制する方法をいう。個々の発生源に対する従来の規制のみでは、地域全体として、健全な生活環境を維持することが困難な場合に、その解決手段として総量規制の方式がとられている。

### 【た】

## 炭化水素（HC）

塗装・印刷工場・重油等の貯蔵タンク・自動車等から主に発生し、窒素酸化物とともに光化学オキシダントの原因物質の一つである。

## ダイオキシン類

有機塩素化合物であるポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン（PCDD、75種類）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF、135種類）の総称で、主として物の燃焼に伴い非意図的に生成される。

平成11年7月16日に公布されたダイオキシン類対策特別措置法ではPCDD及びPCDFにダイオキシン類と同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）と呼ばれる物質群を含めて、「ダイオキシン類」と定義された。

## 窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）

N<sub>2</sub>O、NO、N<sub>2</sub>O<sub>6</sub>、NO<sub>2</sub>などがある。主として、重油、ガソリン、石油などの燃焼により発生するほか、化学工場などからも発生する。大気汚染物質として問題となるのはNO、NO<sub>6</sub>である。燃焼によって直接発生するのはNOで、大気中でNOが酸化されることによってNO<sub>2</sub>になる。

NO<sub>x</sub>は光化学スモッグの発生原因となるほか、人体の中枢神経系へ影響、呼吸気道、肺等に障害を与える。

#### 中央値

統計学用語で、中位数ともいう。多数個の測定値の中央値とは、その数値を大きい順に並べた場合の中央に位置する数値をいう。

#### 中間処理

廃棄物の最終処分（埋立、海洋投入処分）に先立って行われる人為的な操作等をいう。主な方法として、焼却、中和、溶融、圧縮等がある。

#### 鳥獣保護区

野生鳥獣の保護、繁殖を図るために、必要があると認めるとき、環境大臣又は都道府県知事が設定した区域をいう。この区域ではすべての鳥獣の捕獲が禁止され、鳥獣の生息及び繁殖のために必要な保護施設等を設けている。特に鳥獣の保護繁殖を図る必要がある地域を特別保護地区に指定して、開発行為や工作物の設置など鳥獣の生息に影響を及ぼす行為を規制している。

#### 低公害車

電気自動車など、その運行に伴って排出ガスを排出しない自動車、又は排出ガスの排出量が相当程度少ないと認められる自動車、その他の環境への負荷の少ない自動車のことをいう。

具体的には、電気・メタノール・天然ガス・ハイブリッド自動車等がある。

#### デポジットゲージ

ガラス等の円筒容器に降下ばいじんを捕集する装置で、ばいじん量、重金属濃度、陰イオン濃度等の測定に用いる。

#### デポジット制度

飲料等を販売する際に、預かり金（デポジット）を料金に上乗せし、消費者が小売店等にビールびん等の商品容器を返却した場合に預かり金を払い戻す制度。消費者に経済負担を負わせることによって、空き缶や空き瓶の散乱を防止し、ごみの減量とリサイクルを進めることを目的としている。

#### テレメータ

無線又は有線回線を用いて遠隔地の測定局と中央監視局を結び、測定局のデータを中央監視局で一元的に収集処理するもので、コンピュータと通信回線を組み合わせてシステム化されている。大気汚染や水質汚濁の状況、環境放射線の監視などに用いられる。

### 等価騒音レベル (L A e q)

一定時間に発生した騒音レベルを騒音のエネルギー値に換算して時間平均したもの。国際的にも騒音の評価値として広く使われ、騒音の発生頻度や継続時間を含めた評価が可能であり、平成11年4月施行の騒音に係る新しい環境基準に採用されている。単位は、d b (デシベル) が用いられる。

### 特定事業場

水質汚濁防止法では、生産施設等のうち汚水又は廃液を排出する施設を特定施設として定めているが、この特定施設を設置する工場、事業場を特定事業場という。

### 特定ハロン

ハロンとは炭素、ふっ素、臭素等の化合物であり、化学的に安定、無色透明、不燃性、毒性がない等の性質を有する。特定ハロンとは、ハロン1211、1301、2402の3種類のハロンを指し、既に生産が全廃されている。

### 特定フロン

1985年3月に、「オゾン層の保護に関するウィーン条約」が採択され、同条約に基づいて「モントリオール議定書」が1987年9月に採択された。この議定書で規制の対象となったフロン11、フロン12、フロン113、フロン114、フロン115を特定フロンといい、1995年末に生産が全廃された。

### トリクロロエチレン

有機塩素系化合物で、クロロホルム臭のある無色透明の液体で揮発性を有し、不燃性である。水に溶けにくく、エーテル、エタノール等の有機溶剤に溶ける。金属、機械部品等の脱脂・洗浄剤、一般溶剤として用いられ、目、鼻、のどを刺激し、繰り返し皮膚に接触すると皮膚炎を起こす。

また、蒸気を吸入すると、めまい、頭痛、吐き気、貧血、肝臓障害等を起こす。

### 【な】

### 鉛 (P b)

鉛による中毒症状としては、骨髄神経を害し、貧血、血液変化、神経障害、胃腸障害、身体の衰弱等を起こし、強度の中毒では死亡する。金属鉛は常温では蒸発しないが粉じんとして吸入し、あるいは経口的に摂取するおそれがある。

### 75 % 値

n個の日間平均値を小さい方から並べたとき、 $0.75 \times n$  番目(小数点以下切上げ)にくる数値で、B O D、C O Dの環境基準達成の判定に用いる。

### 二次的自然環境

二次林、二次草原、農耕地など、人と自然の長期にわたるかかわりの中で形成されてき

た自然環境。原生的自然に人為等加わって生じた二次的なものの意。

## 二 次 林

伐採後再生した森林など、過去に伐採等の人為が加えられ、その影響を受けている森林または、現在も下草刈りなど継続的に人為が加えられていることにより成立している森林をいう。二次林は代償植生である森林のことで、スギ、ヒノキなど植林地の樹林は含まれない。

## 日平均値の2%除外値

年間にわたる日平均値の高い方から2%の範囲にあるものを除いた次の日の平均値である。

例：有効測定日数365日の2% = 7.3日 7日間を除外し、8番目に高い日平均値を2%除外値とする。同様に98%値とは、年間にわたる日平均値（n個）のうち低い方から0.98 × n番目にくる数値を示す。

## ノルマル立方メートル毎時 (m<sup>3</sup>N/h)

温度が零度、圧力が1気圧の状態に換算した時間当たりの気体の排出量などを表わす単位である。

【は】

## ば い 煙

大気汚染防止法等において、次のとおり定められている。

- ア 燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物
- イ 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん
- ウ 物の燃焼、合成、分解その他の処理に伴い発生する物のうち、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、ふっ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素、鉛及びその化合物並びに窒素酸化物（これらを総合して有害物質という。）

## 廃 棄 物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、「占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になったもの」をいい、放射性物質及びこれによって汚染された物並びに気体状の排出物を除くすべての汚物が含まれる。

なお、「特別管理一般（産業）廃棄物」とは、一般（産業）廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性伏を有するものをいう。

## 排 出 基 準

大気汚染防止法において工場などに設置されるばい煙発生施設で発生し、排出口から大気中に排出されるばい煙の量の許容限度をいう。現在、排出基準の設定されている大気汚染物質として硫黄酸化物、ばいじん及び政令で指定されている有害物質（窒素酸化物、カ

ドミウム及び化合物、塩素及び塩化水素、ふっ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素並びに鉛及びその化合物)がある。

### ばいじん

石炭や石油系の燃料の燃焼に伴い発生するすす等の未燃焼物をいい、このうち大気中に排出されたあと、重くて地上に降りてくるものを降下ばいじんという。

### PRTR制度

化学物質の管理システム。PRTR (Pollutant Release and Transfer Register) とは、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、どのような発生源からどれくらい環境中へ排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外へ運び出されたかというデータを事業者自らが把握し、届け出たものを集計して公表・開示する仕組み。

### 光害

光害は、ネオンや街灯の光によって、夜間、星がよく見えなくなるなどの影響が出ることであり、大気汚染や水質汚濁といった典型7公害とは異なり、人の健康に影響が出たり、必ずしも不快感をもたらすものではない。

しかし、夜間の人工光は道路・航路などの安全確保や都市機能を維持する上で不可欠であるが、必要以上の照明はエネルギーを浪費するだけでなく、天体観測を困難にするものであり、また、夜間の過剰な照明による動植物の生態系の変化などの影響が懸念される。

### ビオトープ (Bio Top)

ドイツ語でBio (生物)、Top (場所) を意味する。学術上、生物圏の地域的な基本単位を指し、動植物の生息地、生育地といった意味で用いられる。

### 砒素 (As)

鶏冠石、石黄等に硫化物として含まれている。砒酸鉛、三酸化砒素などは殺虫剤として農薬に用いられている。

### 非メタン炭化水素 (NMHC)

各種の炭化水素のうち、光化学反応性に乏しいメタンを除いたものをいい、光化学反応により光化学スモッグを引き起こす。非メタン炭化水素の発生源は、自動車排ガス、塗装・洗浄工場からの放出、石油タンクやガソリンスタンドからの揮発である。

### 富栄養化

富栄養化とは、水の出入りの少ない湖沼、内海等に植物が生育する上で必要とする栄養物質 (代表的なものとして窒素、りん) が流入し、プランクトンや藻類が異常に増加し、水質が悪化する現象をいう。その結果として、特に湖沼においては、アオコの発生、海においては赤潮の発生などの現象が起こり、棲息動物がへい死したり、飲料水として使用するためには多額の経費を必要とするなど、障害となる場合がある。

### ふっ素 (F)

腐食性に富み、極めて有毒である。低濃度でも植物被害が現われる。アルミニウム製造業、鉄鋼業、りん酸肥料製造業の工場から発生する。

### 浮遊物質 (SS)

水に溶けない懸濁性の物質をいい、単位はmg/lで表示される。水の濁りの原因となるもので魚類のエラをふさいでへい死させたり、日光の透過を妨げることによって水生植物の光合成作用を妨害するなどの有害作用がある。また、有機性浮遊物質の場合は河床に堆積して腐敗するため、底質を悪化させる。

### 浮遊粉じん (Dust又はSP)

大気中に浮遊している極めて微細な粒子で、物の破碎、選別、土砂の巻上げ、燃料の燃焼過程等で発生する。このうち粒径10μm以下のものを浮遊粒子状物質 (SPM) と呼び、環境基準に定められている。

### フロンガス

フロンガスとは、フッ化炭化水素化合物の日本での通称である。無色・無臭の気体または液体で、化学的・熱的に安定し腐食性・毒性も低く引火性がなく、冷蔵庫・クーラーなどの冷媒や断熱材の発泡に用いられている。しかし、塩素を含むフロンは、大気中に放出されることにより、オゾン層の破壊を引き起こすとして、1987年のモントリオール議定書により生産・消費量の規制と段階的削減が決定された。

### 閉鎖性水域

湖沼や内湾のように水の滞留時間が比較的長く、水の交換が行われにくい水域をいう。汚濁物質が蓄積しやすいため、水質汚濁が進行しやすく、また、その回復が容易でないという特徴がある。

### ベクレル (Bq)

放射能の強さを表す単位で、単位時間 (1秒間) 内に原子核が崩壊する数を表す。

### 【ま】

### マニフェストシステム

産業廃棄物の不適正処理や不法投棄を防ぐため、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する場合、種類や数量を明記した「管理票」を添付し、処理の委託を受けた業者が廃棄物の適正処理と報告を行うことを義務付けた制度である。平成2年3月に導入され、平成9年6月の廃棄物処理法改正に伴い、平成10年12月から全ての産業廃棄物について添付が義務化されている。

### 面的評価

平成10年9月に騒音に係る環境基準が改正され、騒音レベルの指標が等価騒音レベルに

変更されるとともに、道路に面する地域の環境基準達成状況の評価方法は、当該地域内のすべての住居等のうち環境基準の基準値を超過する戸数及び割合を把握することにより評価する、いわゆる「面的」な評価へと変更になっている。

#### 木質バイオマス

「バイオマス」とは、生物資源 (bio) の量 (mass) を表すことばであり、化石燃料を除く再生可能な生物由来の有機性資源をいう。その中で、木材からなるバイオマスを「木質バイオマス」と呼ぶ。

木質バイオマスには、主に樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する端材やおが屑などのほか、街路樹の剪定枝や住宅の解体材などの種類がある。

#### 【や】

#### 溶液導電率法

大気中の汚染物質が水に溶けると電気を通しやすくなる性質を利用し、汚染物質、特に二酸化硫黄の環境濃度の自動測定に用いる。

#### 溶存酸素量(DO)

水中に溶けている酸素量のことをいい、溶存酸素は水の自浄作用や水中の生物にとって必要不可欠のものである。溶解量を左右するのは水温、気圧、塩分などで汚染度の高い水中では消費される酸素の量が多いので溶存する酸素量は少なくなる。きれいな水ほど酸素は多く含まれ、水温が急激に上昇したり、藻類が著しく繁殖するときには過飽和の状態となる。

#### 横出し規制

国の公害関係法により規制対象となっている工場若しくは事業場又は項目以外の工場若しくは事業場又は項目について地方公共団体が条例により規制を行うことをいう。

#### 【ら】

#### ライフサイクルアセスメント(LCA)

製品の環境負荷を、原料調達段階から生産・消費・使用・廃棄に至る各段階毎に分析し、評価する方法である。製品が環境に与える負荷の改善を目的とする。

#### 硫酸ミスト

亜硫酸ガス( $\text{SO}_2$ )が、空気中の水分に溶けると、亜硫酸になるが、大気中にオキシダントがあると酸化されて硫酸になる。これが大気中で霧状に存在するものを硫酸ミストという。

#### 類型指定

水質汚濁及び騒音の環境基準については、国において類型別に基準値が示されている。

これに基づき都道府県において、水質汚濁に関しては現状水質等、騒音に関しては都市計画区域等を勘案し、具体的な地域を当てはめ、指定することをいう。

#### レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物の種をリストアップし、その生息状況を解説した資料集である。

1966年にIUCN（国際自然保護連合）が刊行したのが最初であり、わが国では、当時の環境庁が「日本の絶滅のおそれのある野生生物」を刊行し、近年は各地方自治体においても作成されてきている。

#### ローカルアジェンダ

地球規模の環境問題の原因やその解決策の多くは、地域における社会経済活動や一人ひとりの生活に深くかかわっており、地域レベルでの取組を推進する必要がある。このため、青森県においても、平成8年度に「あおもリアジェンダ21」を策定し、行政、事業者、県民が一体となって、地球環境保全に向けて取り組むべき基本的方向や具体的な行動を示している。

#### BOD (Biochemical Oxygen Demand)

生物化学的酸素要求量

#### COD (Chemical Oxygen Demand)

化学的酸素要求量

#### シーリー (Combat Employment Readiness Exercise)

作戦態勢運用演習

#### DO (Dissolved Oxygen)

溶存酸素量

#### EC (Electric Conductivity)

導電率 (単位:  $\mu\text{S}/\text{cm}$ )

#### NLP (Night Landing Practice)

夜間離陸着陸訓練

#### pg-TEQ

pg (ピコグラム) は1兆分の1グラム ( $10^{-12}\text{g}$ ) を表す単位。TEQ (毒性等量) は、毒性の強さが異なるダイオキシン類の毒性の強さを表す方法として、濃度に毒性等価係数 (TEF) を乗じて換算した数値。

ppm (parts per million)

百万分の一という意味の濃度を表わす単位で、亜硫酸ガス 1 ppmとは、1 m<sup>3</sup>の空気中に亜硫酸ガスが 1 cm<sup>3</sup>混入している状態をいう。

R P L D (Radiophotoluminescence Glass Dosimeter)

蛍光ガラス線量計。一定期間の環境放射線の積算量を測定するのに用いる。

SS (Suspended Solid)

浮遊物質

WECPNL (Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level)

加重等価平均感覚騒音レベル